

第九十六回国会 法務委員会 議 録 第十九号

昭和五十七年四月二十七日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 羽田野忠文君

理事 太田 誠一君

理事 高島 修君

理事 稲葉 誠一君

理事 沖本 泰幸君

理事 上村 千一郎君

理事 木村 武千代君

理事 高村 正彦君

理事 森 清君

理事 広瀬 秀吉君

理事 安藤 巖君

理事 田中 伊三次君

出席國務大臣

法務大臣 坂田 道太君

出席政府委員

法務政務次官 竹内 潔君

法務大臣官房長 寛 榮一君

法務大臣官房司 千種 秀夫君

法務省調査部長 前田 宏君

法務省刑事局長 大庭 弘君

法務省入国管理 局長 門田 省三君

外務省國際連合 局長 門田 省三君

委員外の出席者

參議院法務委員 鈴木 一弘君

警察庁警備局外 事課長 吉野 準君

法務大臣官房審 議官 常川 孝正君

法務省入国管理 局長 龜井 靖嘉君

最高裁判所事務 局長 梅田 晴亮君

事務局局長 梅田 晴亮君

最高裁判所事務 局長 大西 勝也君
最高裁判所事務 局長 川崎 義徳君
法務委員会調査 室長 藤岡 晋君

委員の異動

四月二十七日

辭任

今枝 敬雄君

下平 正一君

同日

北村 義和君

河上 民雄君

補欠選任

今枝 敬雄君

下平 正一君

本日

河上 民雄君

補欠選任

今枝 敬雄君

下平 正一君

本日

河上 民雄君

補欠選任

今枝 敬雄君

下平 正一君

本日

河上 民雄君

補欠選任

今枝 敬雄君

下平 正一君

本日

河上 民雄君

補欠選任

今枝 敬雄君

下平 正一君

本日

河上 民雄君

最高裁判所事務 局長 大西 勝也君
最高裁判所事務 局長 川崎 義徳君
法務委員会調査 室長 藤岡 晋君

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○鈴木(一)參議院議員 沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

沖繩の復帰の際、沖繩の法令による弁護士資格者等のうち、本邦の法曹資格を取得することができなかつた者については、暫定措置として、復帰の日から五年間に限り、沖繩において、弁護士の事務を行うことができるという救済措置がとられました。その後昭和五十二年に、この期間が、さらに五年延長されたことは、御承知のとおりであります。したがって、この暫定措置は、本年の五月十四日限りということになります。

現在、弁護士の事務を行っている沖繩弁護士の数は、十七人です。この沖繩弁護士は、過去十年の長い期間、誠心誠意その事務を行ってきており、その実績は、一般に評価されています。このような事情に加えて、その生活利益の保護という観点から、この沖繩弁護士に対する救済措置が図られるべきであると考え、この法律案を提出する次第であります。

この法律案は、このような考えのもとに、沖繩の復帰の月から沖繩弁護士として引き続きその事務を行っている者について、当分の間、その者が沖繩において、引き続き行おうとする、その事務を行うことができるようにするものであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○羽田野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○羽田野委員長 本案に對しましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○羽田野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○羽田野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○羽田野委員長 次に、内閣提出、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬委員 外国人登録法の一部改正について若干質問をいたしたいと思うのですが、この法案につきましても、各委員からかなり突っ込んだ質問も行われておりますので、私は、今度の改正法律案の中で問題点と思われる重要な幾つかの点についてのみ簡潔に質問をいたしたいと思うわけであります。

まず、今度の法改正をやられた基本的立場といえますか、理念というものを伺いたいと思います。

○大蔵政府委員 現在の外国人登録法は、三十年前、昭和二十七年に制定されたのでございますけれども、その三十年間にいろいろな変化がございました。その一つは、出入国する外国人が非常にふえたということであるとか、いろいろなことがございまして。その間、私どもは時代の変遷に応じて外国人登録法というものを直してきていたわけでございますけれども、その場合に、基本的には、私どもは外国人登録法の基本的な目的の達成を確保しつつ、できるだけ外国人と、それから外国人登録の実務に当たっていらっしゃる市町村の方々の負担を減らしたい、その可能性を探ってきたわけでございます。このたび、それに関しまして成案を得たので国会に改正法案の形でお諮りしている、こういうことでございます。

○広瀬委員 そこで、わが日本国憲法は世界に冠たる基本的人権の保障ということを三大理念の一つに掲げておられるわけですが、そういう点で、また国際人権規約等においても、内外人平等の原則というようなものも述べられておるはずであります。そういうものに一歩近づいたというお考えのもとに、今回若干の改善の部分というものを私どももこれを認め、また評価するにやぶさかではないわけでありまして。

しかし、これを国際的に見まして、日本国憲法のきわめて重要な理念である基本的人権の確保が、諸外国の入管の事務の及ぼす外国人の、特に欧米諸国なり外国にわが日本人が行った場合に扱われる場合と日本における外国人についての権利義務の関係というようなものが大体バランスがとれておるか、あるいはまた、そういう憲法の精神なり国際人権規約の理想にかなり近いものになってきたというようなことが、諸外国の立法例などと比較いたしまして大体どの程度にある、こういうように評価をされておるか、この辺のところはどうなっておりますか。

○大蔵政府委員 現行の外国人登録法の規定の中には、憲法の基本的人権に關する規定あるいは人権規約の規定に抵触するものは一つもないと私どもは考えておるわけでございます。しかし、それにしても、できるだけ外国人登録法の基本目的が達成される限り不必要な負担は外国人にかけたくない、こういうことからいろいろと軽減措置というものが可能になりまして、これをお諮りしているわけでございます。

ところで、諸外国との比較でございすけれども、これは比較そのものが非常にむずかしいわけでございます。と申しますのは、各国の事情がそれぞれ違いますし、その違った事情に基づいてつくられております外国人登録制度というものが非常に単純に比較することは非常に困難で、結局わが国の国情に合った適正な外国人登録法を持つということが基本であろうと思つてます。その意味におきまして、私どももいたしましては、このたびの案は、先ほど申し上げましたように外国人登録法の基本目的は達成しつつも、外国人その他の負担をできるだけ軽減するという意味におきまして最善の案であると考えておるわけでございます。

○広瀬委員 最善の案であるという立場をとられておるわけでありまして。法案提出者としてはそのくらの気持ちを持って出されておるのだと思うのですが、今日、皆さんから提出された資料を見まして、「外国人登録法違反事件調査年報」これは五十五年度で出しておるわけですが、現在でも五千七百四十四件違反事件があるという数字が出ておるわけですね。大体どのくらい日本にいわゆるこの法律に言う外国人がいらっしゃるかという点では、総数で七十九万二千九百四十六人という数字が出ております。そういう中で違反事件として五千七百四十四件、これはかなり多い数字だろうと思うのです。告発件数だけで五千六百五十七件ですが、それから過料事件で三千三百三十四件というような数字が出ておるわけですが、やはりこれだけ違反事件があるということは、それだけやや厳

格に過ぎる面があるのではないかという見方も、もちろんほかの見方も分析のしようによつていろいろあるでしょうけれども、なかなか守りたいことをあえて厳格に要求し過ぎているという面がこういう問題になつてきているのではないかと。

これはもちろん、国内における外国人に対して管理の事務を進めなければならぬ、不法行為やなんかを犯すようなことのないように一定の管理というものは外国人に対して必要であらうという立場をとるにしても、少し事件が多過ぎるという考えに立つわけですけれども、この違反事件数がこれだけあるということについて、私はいさ少し厳格過ぎる、守りにくいものを要求しているというように感じがする感じがしないでもないのです。が、いかがでございすか。

○大蔵政府委員 この違反事件数は、昨年で五千件を超しているわけでございますけれども、これは年々減つてきております。したがって、外国人登録法の制度はだんだんと年を追うに従つて定着してきていると考えております。現在わが国に長期に留まっている外国人は、広瀬委員がお挙げになりましたとおり七十九万九千名おるわけでございす。その中から五千件程度の違反というものは、非常に多いか少ないかという評価は非常にむずかしいところであると思つてます。いずれにいたしましても、だんだんと違反事件数は減つてきているという事情を私どもは見えておるわけでございす。

○広瀬委員 違反事件数が減つてきていることは、傾向としてこれはいいことでございすし、そういう問題が、出入国管理法あるいは外国人登録法等の実施によつて、法的威嚇といふか、そういうものがあるゆゑに減つてきているのだ、こういう見方もあるいはあるかもしれないし、そうでなくて、今日、国際化時代という状況の中で、経済の発展なり、また生活の向上なりで、在留する外国人も非常に精神的に情緒的あるいは生活的に落ちついてきているという時の流れというもの

もあるのだらうと思うのです。そういう点について、外国人登録制度、出入国管理法の法的威嚇によつてそういう違反事件がだんだん少なくなつていくと見られるのか、あるいはそういう大きな世界的な流れ、経済的な理由、生活の安定という問題、それぞれの環境の整備という問題と、どつちにウェイトがあると思われまふか。

○大蔵政府委員 だんだんと違反事件数は傾向としては減つてきているというわけでございすけれども、これは一つには、外国人の方で、法の威嚇というよりは、進んで外国人登録法の規定に従おうという機運が強まつてきておるというふうに私どもは見えておるわけでございす。と申しますのは、たとえば携帯義務の問題でございすけれども、常時携帯して、そして提示を求められたときに証明書を見せることによって自分が適法に在留しているということを即座に証明することができ、そういうこともございすし、さらに、そういう規制面だけではなくて、給付行政面に絡んで外国人登録制度というものはかなり活用されております。そういう認識もだんだん高まつてきて、幸いなことに違反事件数が減つてきている、こゝろ私どもは思つてございす。

ところで、法の威嚇ということをおっしゃいましたけれども、私どもは、実は外国人登録法のこの制度によつて、法の威嚇と申しますか、抑止力と申しますか、それが一番働いておるの、実は不法入国者の面じゃないかと考えております。つまり、こういうきちんとした外国人登録法制度を持つていたために、不法入国者がなかなか思い切つて日本に密航を企てられない、相当思いとどまつている人がいるのじゃないかと思つております。現に摘発件数は減つてはきていても不法入国者の数は後を絶たないのです、その点、私ども依然として頭を痛めているわけでございすけれども、しかし、もしこの外国人登録法が法の威嚇的な面を持つていたら、まさにこの不法入国者の密航を抑える、抑止する、そういう面で働いているのじゃないかと私どもは考えておるわけ

でございます。

○広瀬委員 密航者があるということは、これは国際の関係において非常にまずいことではあるまいけれども、そういう者に対する威嚇はあつておる外国人、これはもう外国人登録法の諸規定にもかなりなじんでいておるだろう、こういう御説明でありましたが、私がいまちょっと問題にしたいのは、やはり日本における外国人の中で、何といひましても圧倒的に朝鮮人が多いわけでありまして、韓国と北に分かれてはおりますけれども、いすれにしても朝鮮人と総括的に言われる人たちが一番多い。六十六万七千という数字も出ておるわけですね。

朝鮮半島が三十八度線まで二つに分かれて、日本は韓国を、大韓民国を承認をしております、こういう事態、そしてまた、北の朝鮮民主主義人民共和国、これは一つの権威として、オソソリティーとして認めるけれども、今日国家としての承認を与えていない、こういうところでその両方の国籍を持つておる人たちがおるわけでありまして、片方は国交がある、片方は国交がない、こういうこととによってかなり差別的な扱いが少なくとも結果として出ておると思うのですが、その差別的な態度はどの程度にありませうか。

○大蔵政府委員 韓国人と朝鮮籍の人との間の差別というものは、恐らく広瀬委員がたゞいま念頭に置いていらつしやるのは、入国管理法上の点であるかと思ひます。それにつきましても、大きく申し上げまして二つあるだらうと思ひます。

一つは、強制退去事由の点でございます。御承知のとおり、韓国とは日韓地位協定を結びまして、わが国は七年以上の実刑を受けた者でない限り退去強制の対象にはしないというのを約束してゐるわけでございます。他方におきまして、いわゆる朝鮮籍の方々は、一般的な退去強制事由の適用を受けます。これは一年以上の実刑を受けた場合ということになつてゐるわけでございます。したがういまして、退去強制に關しまして七年と一

年という差があることは事実でございます。ただし、私どももいたしまして、朝鮮半島出身の方々が戦前からずっといろいろな経緯をたどつて、そしてずっと住んでいらつしやるという事実、これは重く見まして、したがつて朝鮮籍の方といへども、一年以上の実刑を受けたからといって直ちに強制退去にするという運用はいたしておられません。その点はできるだけ人道的に扱ひ、柔軟に扱うということをやつてゐるわけでございます。これが退去強制事由に關する点でございます。

第二の点は、再入国の許可の点であらうかと思ひます。これに關しましては、確かに運用におきまして若干の違いがございます。この違いは主として再入国の期間の面に關するものではないかと思ひます。さういふ点で差別の実態というものはあるわけでありまして、強制退去事由が発生した場合においてもかなり弾力的な措置もしておられるということでありまして、特に再入国の許可を受けたいと願つてゐる、その期間が三ヶ月程度以上にはならない、いろいろな都合で外国へ行つてから再入国を希望する、あるいは健康を害して長期に入院をせざるやうな場合とか、いろいろあるわけでありまして、少なからずも現状の三ヶ月というものをさらに倍の六ヶ月程度までとりあへず延長するといふやうな取り扱いなどは、あなたの方のお考えの中にはないまいか。

○大蔵政府委員 再入国許可について、大体いふやうな運用をしてゐるかといふことをまず御説明いたします。

再入国許可の有効期間というものは、出入国管理及び難民認定法の第二十六条に、当該許可の日から一年を超えない範囲内において定めると規定されてゐるわけでございますが、運用としては、一般的には在留期間の残り期間の範囲内で一年までの有効期間を与へてゐるわけでございます。しかし、わが国と外交のない北朝鮮向けの再入国については、親族訪問、墓参等のいわゆる人道ケースのほか、学術、文化、スポーツまたは経済的交流を目的とする案件について許可する方針をとつてゐるわけでございます。親族訪問、墓参等はもとより長期の用務ではないので、一律に三ヶ月の有効期間で許可しておりますが、今後再び訪問する機会のない高齢者の方や、今後再び訪問する希望があれば三ヶ月以上の有効期間を付与することを考慮してゐるわけでございます。

なお、ただいま広瀬委員が御指摘になりましたこととは、再入国許可を受けて渡航した先で病氣になつたといふ場合には、当然私どもとしては再入国の有効期間の延長について弾力的に考へたいと考へております。

○広瀬委員 そういふ点、さらに弾力的な運用を十分考へていただきたいといふことを要望いたしておきます。

か。

○大蔵政府委員 再入国許可について、大体いふやうな運用をしてゐるかといふことをまず御説明いたします。

再入国許可の有効期間というものは、出入国管理及び難民認定法の第二十六条に、当該許可の日から一年を超えない範囲内において定めると規定されてゐるわけでございますが、運用としては、一般的には在留期間の残り期間の範囲内で一年までの有効期間を与へてゐるわけでございます。しかし、わが国と外交のない北朝鮮向けの再入国については、親族訪問、墓参等のいわゆる人道ケースのほか、学術、文化、スポーツまたは経済的交流を目的とする案件について許可する方針をとつてゐるわけでございます。親族訪問、墓参等はもとより長期の用務ではないので、一律に三ヶ月の有効期間で許可しておりますが、今後再び訪問する機会のない高齢者の方や、今後再び訪問する希望があれば三ヶ月以上の有効期間を付与することを考慮してゐるわけでございます。

なお、ただいま広瀬委員が御指摘になりましたこととは、再入国許可を受けて渡航した先で病氣になつたといふ場合には、当然私どもとしては再入国の有効期間の延長について弾力的に考へたいと考へております。

○大蔵政府委員 そういふ点、さらに弾力的な運用を十分考へていただきたいといふことを要望いたしておきます。

さて、各委員からもさういふ点、さらに弾力的な運用を十分考へていただきたいといふことを要望いたしておきます。

さて、各委員からもさういふ点、さらに弾力的な運用を十分考へていただきたいといふことを要望いたしておきます。

さて、各委員からもさういふ点、さらに弾力的な運用を十分考へていただきたいといふことを要望いたしておきます。

さて、各委員からもさういふ点、さらに弾力的な運用を十分考へていただきたいといふことを要望いたしておきます。

歳というのはアメリカの立法例の扱いなんかにもさういふものがあつたといふことでありますが、この間、参考人のお話にもありましたように、これはもう各国からいろいろな移民が行かれて、先住民の人たちが、あいつが来たんじや大變だといふやうなことで、ある程度の嫌がらせ的な措置として生まれたような歴史的事実もあるようでありまして、さういふものをいままでも援用されておつた。

大体、義務を負わせる、そしてその義務違反に対して罰則を適用するといふやうな問題で、十四歳なりあるいは十六歳といふやうなものは、日本の立法例では余り例がないですね。一体、少年、青年、成年といふのが、いわゆる成人の域に達したといふ二十歳以上の場合、それから十八歳から二十歳までの青年といふ場合、それから十八歳以下の場合には、大抵少年、大きく分ければさういふことだらうと思ふのですけれども、少なくとも十六歳までやられるといふことならば、その他の日本の立法例のように十八歳といふことで区切る、あるいはまた成人、二十歳まで思ひ切つて上げていくといふやうなことが私は必要だつたらうと思ふのです。先ほど局長が言われた精神にのつて、今の法改正をやるとするならば、そこまでするのが私は当然ではなかつたか、さういふように思ふのです。

さういふ点で、十六歳といふのは、十四歳よりはいいけれども、考へてみれば中学一年生、二年生がその辺のところですよ。常識的に考へて、十四歳から十六歳になつたといふのは、一歩前進ではあるけれども、しかし、中学一年生、二年生ぐらゐのところでは指紋捺捺の義務を課したり、あるいはまた、さういふ指紋を押すといふことが何か頭から犯罪人扱いされてゐるのではないかとさういふやうな抵抗といふのは、外国人ならずとも、日本人でもさういふ考へを持つのが常識です。さういふことから考へて、やはり責任の主体として扱ふのならば、それに罰則を適用しようといふ年齢は、やはり思ひ切つて、内外人平等の思想によつて、そ

の権利を取得する、また権利能力、意思能力、そういうものを認められて成人という段階にもなるわけでありますから、そこらあたりまでいくのが当然ではなかったか。一步退いて十八歳ぐらいまでせめて持つていくことならば、なるほどかなりの改善であったという受けとめ方をしてもいいと思うのですが、その辺のところは皆さんも何とかそういう頭にはなれませんか、お伺いをしたいと思います。

○大蔵政府委員 従来、外国人登録法は、広瀬委員御指摘のとおり、十四歳以上を基準として、本人の出頭義務であるとか写真の提出義務、登録証明書の常時携帯、提示義務、あるいは指紋押捺義務等各種の義務を課すこととしていたのがございすけれども、このたびの改正案で、私もはこの年齢を十六歳以上と改めることにしたわけでございす。

なぜこの十六歳としたかということでございますが、これは在留外国人の大半がわが国の小中学校教育またはそれに相当する教育を受けているという状況を考慮して、独立して社会生活を営む可能性の少ない十六歳未満の者については、いま申し上げましたいろいろな種類の義務を免除することとしたわけでございす。しかし、十六歳に達した場合には、就職した場合はもちろん、高等学校またはそれに相当する学校に進学した場合でございまして、独立して社会生活を営む範囲が広くなり、ある程度独立した社会生活を営む可能性は十四歳未満の者の場合と比べてはるかに大きくなるので、十六歳以上については各種義務年齢を引き上げることは適当ではないと考えたわけでございす。

なお、ちなみに国際連合の専門機関でございす ICAO の国際民間航空条約第九附屬書修正第八版、一九八〇年七月修正は、旅券制度に關しまして、十六歳未満の者については父母の旅券に併記すべきことを勧告しております。この勧告は、国際社会においても独立して行動すると見られる年齢を十六歳とする考え方が一般であることを示

しているわけでございす。なお、国内法で十六歳を年齢の基準とするものは余りないのではないかとのお話でございまして、たけれども、私も調べましたところでは、いまだ思いつくものだけでも、たとえば労働基準法で交代制による深夜業というものは十六歳以上は許されず、あるいは二輪バイクの免許、それから民法上、女子の場合には十六歳以上婚姻が認められる、こういういろいろな参考規定もあるわけでございす。

○広瀬委員 私も十六歳未満というふうな、そういう年齢が出てくる法律をちよつと調べてみたのですが、十五歳未満なんというのもあるのです。十四歳未満というのもある。十三歳未満というのもある。十二歳未満というのもある。これはそういう年少者の使用について行政官庁の許可を受ける義務、これは使用する側に義務が課せられる場合ですが、十二歳なんという例もあります。それから保護者の就学義務というの、十三歳未満という法律上の年齢が出てきます。それから十四歳という場合は、毒薬または劇薬の交付の禁止というふうなことで、これもやはり薬屋さんに課せられる。あなたは幾つですかと聞いてやるといふような場合に、十四歳というのが出てくる。十五歳未満というの、労働基準法関係では労働者としてそういう者を使う者に対する義務、大体そういふところで十五歳というものが一つの境になっているところと、それから、保護者の予防接種を受けさせる義務、こういうところで十六歳まではということになっている。あとは大体いろいろなところで、労働基準法上の場合でも十八歳というのが圧倒的に多いわけですね。それから、法令上の禁止、制限に關する規定の中では、十八歳というのがやはりほとんどの法律の中では圧倒的に多い。

それから、免許、資格、能力等を付与する年齢というところでは、自衛隊の採用年齢、これは昔の幼年学校みたいなところに入れるなんという場合のあれが十五歳。これは少年の時代から軍人として鍛えようということ。海員学校入学の資格とか、そういうようなもので十五歳以上というのがあります。それから十七歳というの、船舶職員の受験資格なんというのがあります。しかし、免許、資格、能力等を付与する年齢なんというの、大体十八歳のところにつとなくさん並んでおります。二十歳からのものも相当あるわけですから、十六歳未満という場合は、運転免許の欠格事由、二輪、軽、小型特殊、原付というふうなのがあります。それから騎手試験の受験資格の制限、それから競輪の選手の欠格事由として十六歳未満というのがあります。それから参考人の宣誓等の不適格という点で十六歳未満というのがあります。立法例としては、やはりいろいろな場合に十八歳というのが少なくとも常識的には、しかもその義務違反に対して罰則を適用するといふような場合には、せめて高校を卒業する年齢の十八歳、われわれは基本的には成人に達してからさうすべきである、こういう考えを持つていますが、一步譲つても、やはり十八歳ぐらいまで引き上げるのが当然ではなかったかということを考えざるを得ないのですが、ここら辺のところは、大臣、どうですか。

少年法改正はいかにあるべきかというところで、これからの問題で議論しているところでも、やはり成人に達するまでは少年であるという対象として、それで、十六歳未満は少年であるというところで、それ以上は青年——年少青年とか年長青年とかいうような区別をしているようにあります。その年長青年ぐらいになって、そして二十歳を迎えて成人になる、そういうようなことで区分もいたしておるようだけれども、そういう点でせめて十八歳ぐらい、少なくともいまの高校を卒業する年齢ぐらいまで引き上げてよろしいのじゃないか。なるほどいろいろな意味で、最近年少者の非行というふうな問題で、年齢がだんだん下がっているというふうなこともありません。

すけれども、そういう立場をとるならば、やはり犯罪人対策、治安対策というふうなことになるのであって、そういう点では十八歳としてもちつとも差し支えないのじゃないか、こういうふうに思うのですが、大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○大蔵政府委員 ただいまいろいろ国内法についてお話があったわけでございすけれども、私も、外国人を登録法では対象にしているわけで、その外国人の入国のときのいろいろな状況について御説明いたします。

なぜいま十六歳にしたかということにも関連してくるわけでございすけれども、外国人が入国する場合に、十六歳以上になりますと單獨で入ってきている人が多いわけですね。したがって、そういう人は登録法の対象として把握する必要があります。さらにもう一つ、私も注目しておりますのは不法入国者でございす。不法入国者について十六歳以上の数というものはかなり多いわけでございます。数字を挙げて説明させていただきますと、昭和五十三年、五十四年、五十五年、この三年間の不法入国者は全部で二千六百名でございますけれども、そのうちいわゆる二十歳以下の者が三百八十二名おります。その三百八十二名のうち十六歳以上の者が二百九十六名でございす。こういうことで、十六歳というものが非常に重要な分かれ目であるというふうに私も考えております。

なお、先ほど国際民間航空条約について申し上げましたけれども、外国の例を、二挙げさせていただきますと、たとえば英、仏におきましては、登録であるとか滞在許可、こういうものを申請する義務を十六歳以上の者に課している、そういう事例もあるわけでございす。

○広瀬委員 いま大臣に答弁を求めたのですが、大臣お答えにならなくて、局長が答弁されたわけですが、登録証明書の常時携帯義務、これが今度十六歳以上になって二十万円。いままでは懲役、禁錮等があったわけですが、これがなくなっ

た。消した。これは確かに前進であることに間違いない。その点は認めるのですけれども、常時携帶義務というものが、朝鮮総連の皆さんの資料を見ますと、外国人登録法が二十七年にできてから今日まで、罰金を取られておる数が四十九万にも及ぶ。これは大変な数だと思ふのです。ほとんど朝鮮人。いままでは十四歳以上であつたわけですから、十四歳以上の人は皆一遍くらは罰金を納めてゐる。こういう勘定になるのではないかと思ふのです。これを今度は懲役、禁錮はなしにたけれども、二十万円。二十万円という金は、額にすれば公務員の平均基本給ですか、大体月収二十万ですね。それが十六歳くらいで、日本流に言へば中学生の段階です。朝鮮人学校等でも同じようなことだろうと思ふのですけれども、十六歳あるいは十七歳で二十万の罰金を不携帯ということによつて科せられるということを考えれば、いかにも重いと思わざるを得ないのです。

この種のものは、外国人管理のためにいろいろ必要性はあるだろうけれども、これを罰金で対処するということではなくして、過料のような形にしたいのではないかと。私も過料というように罰金の性格を変えたらどうか、こういうふうに思ふのですが、それというの罰金と過料の扱いというのはいろいろな意味で違ふわけですし、執行猶予の問題なんかの関連もあるし、あるいは罰金というのにならば戸籍の中にも載るし、あるいはまたいろいろ資格制限等において罰金以上の刑に処せられた者ということが援用されている、そういうようなことでこれは大変な負担になる。それだけに取組まざる當局というか法務省としては、そういう法の抑止力と局長は言われたけれども、それを越えた一つの強制的な義務を余りにも厳しく課し過ぎるのではないかと。少なくともこの点について、もっとこれを緩和するなり、そういうように罰金から過料に改めるなり、そして常時携帶義務の制限というものを、たとえばその居住地から外に出る場合にのみ適用するとか、そういうようなことは考えられませんか、その点をひ

とつ伺いたいと思ひます。これは大臣からひとつ答えてください。

○坂田国務大臣 これはやはり在留外国人に対して登録証明書を常時携帶せよという目的そのものが、在留外国人の公正な管理を行う上におきまして、その外国人の居住するに必要から出たものを即時かつ的確に把握する必要があるから出たものでございまして、私は、これは存続しなければならぬというふうに思ひます。しかしながら、この義務違反に對しましては、今回はかなり緩和したような状況でございまして、この限度が現段階としては適當ではないだろうか、こういうふうにかへるわけでございまして。

○広瀬委員 将来にわたつてもそういうことは考えられませんか。私がたとえばの話をしたのであります。

○坂田国務大臣 現段階といたしましてはこれをベストだと考へておるわけでございまして、そういうふうにお答えを申し上げたいと思ひます。

○広瀬委員 余りいい返事でないので納得いたしませんけれども……

また、指紋の押捺、これも各委員からずいぶん指摘されたわけでありますから、くどくど申しませんけれども、指紋の押捺等も、これは永久不変である、万人不同である、こういう大原則があるわけですから、最初の新規登録のときにそれをやっておけば、ずっと台帳には残っているわけですし、それ以上は必要ないのじゃないか、それを残しておけばいい、こういうことになるんじゃないでしょうか。そういう点で、各段階で、引きかえのときも切りかえのときも再交付のときもみんな、新規登録はもちろんですけれども、指紋押捺させるといふ問題は、最初の登録のときにやればもうそれでこれは目的を達するのじゃないでしょうか。それをそういう各段階においてやるということはどうかと思ふのですけれども、いかがですか。

○大蔵政府委員 指紋は生涯不変だから、一回押

せばいいじゃないかという御意見でございすけれども、まず、指紋は登録証明書を押してもらわなければなりません。登録証明書は従来三年ごとに切りかえておりましたけれども、今後は五年ごとに切りかえます。この五年ごとに切りかえられた証明書に指紋を押してもらうのは、登録証明書の名義人と申しますか、証明書に表示されている人が所持人と同一人物であるということを最終的に確認するためでございまして。

それから、同時にそのときに登録原票にも一緒に押していただくわけですね。これは、この登録証明書の所持者とそれから登録原票に登録されている外国人とは同一人物であるということを、これまで最終的に確認するためでございまして。

なお、そのほかには法務省で原紙を保管しておりますけれども、これは全国的な照会にたえられようにやっておりますわけでございまして。この登録原票にも同時に押してもらうわけでございまして。登録証明書を押捺するとき一緒に押していただくわけでございますけれども、それは、その年月の変わりとともに確認切りかえのたびごとに人が入れかわらないかというのを確かめるため、もし仮に万一人入れかわりがあった場合には、いつどの段階であつたかということがわかるようにするためでございまして。

こういうことで、登録証明書、それから原票、それから指紋原紙、この三つには確認申請のたびごとに押していただく必要はない、こういうことになるわけですね。

しかし、他方におきまして、私どももいたしましてはできるだけこの指紋押捺の回数と申しますか回数、これは減らしたいと考へております。そこで、確認申請の義務年齢を今度十四歳から十六歳に引き上げました。それから、確認申請期間も三年から五年に延ばします。さらに、従来は指紋原紙二つに指紋を押してもらつたのですけれども、これは都道府県の保管している写票が廃止されたということもあつて、一枚に減らします。

したがって、従来は四枚、確認のたびごと押して

いたのですけれども、これが三枚になります。そこで、こういう前提に立つて、外国人の方が七十歳まで生きられると考へて、その間に指紋の押捺回数というものはどういう減り方になるだろうかということをお調べしたところ……（広瀬委員「それはこの間聞きました」と呼ぶ）これが半分以下に減るということでございます。

○広瀬委員 これから議連の理事会に出なければならぬのですから、向こうを待たしてあるもので、これで終わりますけれども、外国人の皆さんからいろいろ、これは当初申し述べられたそういう立場でやるのならばもっとも改善の余地がある、もっと人権を尊重してもらいたいという気持ちで非常に強いものだけに、いろいろ問題までだんだんに各委員から指摘された問題について謙虚に耳を傾けて、さらにひとつ改善の努力をしていただきたいことを最後に申し上げて、一応終わりたいと思ひます。

○羽田野委員 河上民雄君。

○河上委員 いま同僚の広瀬委員から御質問がございまして外国人登録法改正法案につきまして質問したいと思ひますが、もうすでに多くの方からお話がございましたので若干重複する点もあるかと思ひますが、今回の改正によつて若干の前進が見られたことは事実かと思ひますが、それでも、残念ながら本質的な点は余り変わっていないというのを指摘せざるを得ないと思つております。

まず、その登録に際しましては指紋押捺が求められること、それから常時携帶の義務、そのいずれも背いたり怠つたりした場合に大変厳しい罰則がある。いま大蔵局長がお話しになりましたが、年間五千件を超える違反件数、こういうことでございまして、これは一日にしますと大体千四百件ぐらゐになるのです。しかも、日本全国の全人口の二割にも満たない人を対象とするものとしては、これはやはり何となく異常に多い違反件数というところになるのじゃないかと思ふのでありまして、そうした厳しい罰則が待っている、こういう

ことは一日も早く改善すべきではないかというふうに基本的に考えておるわけでございます。

今回の外国人登録法改正に当たりまして、またそれ以前から折に触れて伺っております、たとえば常時携帯の義務、ちよつと銭湯へ行くなんていう、いま銭湯へ行くときに一々そんな大きなものを持っていくかどうか、持っていないケースもあるわけですが、たまたまちよつと呼びとめられて若干言葉がおかしかったりすると、すぐ調べられる。これもやはり違反件数の中に入っちゃうわけですね。入りますと、これが前科何犯ということになるわけですね。交通取り締まりなどをやっておるときに運転免許証を求められる、名前を見てすぐ外国人登録証を求められる、たまたま持っていないければ、日本人ならばたまたま免許証を持ってなかっただけで済みますものが、ここで重大な犯罪になってしまうというところがよくあるように聞いておるのでございまして、これは国際人権規約を批准したわが国としては一日も早く改善すべきではないか、こんなふうに思ふのでありまして、そういう立場から御質問をしたいと思ふのであります。

いま委員長の許可をいただいて、私は一つの観光ポスターを持ってまいりましたけれども、大臣、よく見てもらいたいと思うのです。これは私の選挙区の神戸市のポスターでございまして、何枚もありますから、大鷹さんにもよく見てもらいたい。これは委員長にもちよつとお見せします。それを委員の方にも見えるようにちよつと見せていただきたいのですけれども、いづれもこう書いてあります。「私も、神戸っ子。」というのです。それぞれ全部モデルは外人です。いわゆる外人です。子供は子供なりに、年長者も、私が持っているポスターのこの方はスウェーデン生まれですけれども、二歳から神戸にずっと住んでいる人でありまして、自分が神戸っ子であるということ誇りにしているわけですね。

これは神戸だけが特に外人が多いのかという、必ずしもそうではございませんで、東京の方

が外国人の人口比率が高いというふうに聞いておりますし、恐らく大阪なんかも私はそうではないかと思うのです。大阪で生まれ育った外国人は、私は浪速っ子という自覚を持っておりますし、またそういう生活をしているのじゃないかと思ふのであります。大臣、神戸ではポートピアもありまして、千六百万人の人が集まりました。そこには外国人を含めた住民共同体、ちよつとむずかしう言えませんが、そういうものが現実にあるわけですね。神戸の場合は特に開放的な都市だということ、こういうことがあるわけですが、これからの日本が世界の中で生きていくためには、こういう一面をややはり伸ばしていかなければいかぬのじゃないか、できるならばそういうことを法体系の中にも反映させていくべきではないかというふうに私は考えるのですが、法務大臣、いかがお考えですか。

○坂田国務大臣 ほかの委員の方にもお答えしたのでございすけれども、確かに、昭和二十七年にこの登録法ができて以来、その当時と今日とは非常に時代的な変化、そしてまた外国人の数も非常に多い、たとえばミッテランさんみたいな方が日本に来られる、そういうことでございまして、それがもうあたりまえみたいになってきた。それは恐らく昭和二十七年、八年では考えられないことだと思ふのです。

それからまた、日本人が考える以上に、外国人が日本人の今日の生活、治安あるいは犯罪率が少ない、あるいは美しい国だ、四季の変化がある、そしてまた日本人は平和を愛好する国民である、非常にやさしい一面もある、人間性豊かなんだ、こういう一面をだんだん認識されてこられた。だから、やはり日本を訪れられる方が多い。あるいは外国人でも、私の知った人々でも、帰化したとかあるいは定住許可をもらいたいとかいうことが非常に多くなってきた。これに対して、やはり日本が独立国としてこれほど経済的に成長し、しかも国際的にも認識をされてきたという段階におきましては、やはり国際社会における

一員として恥ずかしいような責任を持った国につくり上げていかなければならぬ。国民自身も外国人を迎えるにはそういうような気持ちで当たらなければならぬ。したがって、それに応じた制度の改正が進められるということは、河上委員御指摘のとおりだというふうに思ふわけでございす。

しかしながら、この登録法それ自体が、御承知のように、健全な、本当に外国人として日本の国において迷惑をかける、そして住みよいようにしたいと思つておられる人たちが大部分であるにもかかわらず、不法入国あるいは不法犯罪等もこれまた消えないわけでございまして、むしろ増加傾向にあるということからいたしますと、やはりこういうような携帯義務とか、常時携帯しなければならぬとか、それにも違反した場合に罰則を設けるとか、あるいはまたいろいろ指紋押捺といふことをやらぬでいいじゃないかといふふうにもちよつと考えられるわけでございすけれども、むしろ私は、そういう一般的な、健全な日本の社会に溶け込みたいというお考えの人たちを守るためにこそ不法な者があつてはならないわけなので、それに対する一つの担保というふうには考えなければいけないので、これはそれとこれとの均衡でだんだん改善が進められている。一気に理想的な法制といふものにはたどりつかないんじゃないか、お互いの努力はそういうふうに進むべきものであるというふうに思ひます。しかし、全般的な先生の御指摘というものは私たちもそのとおりに考えておるわけでございす。

○河上委員 いま大臣からそうした問題があるという御認識だけは伺うことができたわけでありまして、けれども、私は、もちろん外国人であります以上、国籍という問題がなくなる限り、外国人と日本国籍所有者の間に若干の違いがあるというところは、これはある意味でやむを得ない。国籍というものの解決が済むまでは、そういうことはどうしても伴うであろうという気持はいたすのであります。しかし同時に、一方でこのポスターが示

していただきますように、やはり外国人を含めた、特に長期滞在者の外国人を含めた住民共同体、一つの社会をつくつておる、市民社会をつくつておる、こういう現実もあるわけでして、これを無視した法体系というのは国際的に開かれた社会ではない。極端なことを言えば、徳川時代の社会を一方に描きますと、それから余り遠くないんじゃないかという気がするわけです。

よく私も在日外国人の方とお話して一つ一つの矛盾だと思ふのは、よく納税は国民の義務だ、こういうふうにするのですけれども、国民でない在日外国人も税金はちゃんと払っているのです。別に安くなつておるわけでも何でもない。全部ちゃんと払つておるのです。そうすると、それに伴つて義務には当然権利もあるわけですから、それじゃ、その国の政治を決める、あるいは地方自治体の行政を決めるための選挙権は付与されているかというところ、これは全く付与されていない。しかし、この点につきましましては、日本人が外国へ参りまして働いた場合にも、やはり同様に税金は払うが、選挙権はない。だからこそ二重課税を防止する条約なんというものが必要になるわけでしょうけれども、そういう点はあるわけですね。

しかし同時に、私も昭和五十四年に批准いたしました国際人権規約では、まさに内外人の差別を禁じているわけですね。この間どこに線を引くかといふことについて、やはり私は、昭和二十七年当時とは違つた、つまり批准以前とは違つた感覚というものがなくないかぬのじゃないかというふうには私は思ふのであります。その兼ね合いをどうするか。特に今度は改正案を出されるに当たりまして、国際人権規約批准に伴つて国内法をどう調整するかといふことについて、そういう観点から今度の改正案を一体出されたのか、また具体的にその点からこの点を直そうと考えたのか、その点を私はぜひ伺いたいと思ふのであります。その点いかがでございますか。

○大鷹政府委員 私どもは、外国人登録法は国際

人権規約のどの規定にも抵触する部分はない、こう考へております。したがって、今度の外国人登録法の改正法案というものは、人権規約に合うために改めたとか、そういう性質のものではないわけでございます。

しかしながら、私どもといたしましては、一般的な背景にある情勢として、わが国も七八年に人権規約に署名して、それが七九年に発効した、そういう事実があったということは十分認識しております。今度私どもが改正法案で盛り込みましたのは、外国人登録法の基本目的が達成される限りは、外国人登録法の負担を軽減したい、そういう趣旨からでございます。これは必ずしも人権規約とは関係はございません。私どもといたしましては、目的が達成される限り不必要な負担はかけず、目的は達成される限り、できるだけ外国人の負担を減らす可能性を模索したというわけでございます。

その結果、今度御審議をいただいております改正法案の中に、指紋押捺、それから登録証の常時携帯、こういう基本的な制度は変えられませんが、押捺回数や年齢を引き上げるとか、常時携帯について言えれば義務年数を上げるとか、そういうことができる限りの軽減措置はとったわけでございます。

○河上委員 いま法務省のお考えでは、国際人権規約と抵触するところはないという前提で、しかし、事務の簡素化とかあるいは対象者になられる方々の負担を軽減する、こういう立場で今度の改正案を出した、こういうお話でございます。

大臣、いかがでございますか。先ほどの兼ね合いですね。国際人権規約の批准に伴って確かに国内法を福祉の関係をとかそういうのをずいぶん改正しているわけですが、これは過去においては抵触していたという前提で変えたのだと思うのですが、そうなりますと、福祉を受ける権利という点では、内外人の差別はやはりよくないのだというところで改正したと思うのです。

もう一つ考えなければならぬのは、内外人の差別をしてはならない、戒めなければならぬのは人間として扱ふという側面だと私は思うのです。とかく従来は、これは明治以来のこのように、徳川時代以来といた方がいかにもしれませんが、外国人というものは要するに敵国人である、うろんくさいやつだという考え方で見てきたと思ふのでありますけれども、それが果たして今度の外登法で完全に払拭されているかどうかといえますと、指紋の押捺の点あるいは常時携帯義務の点、どれをとりましたが、先ほどそこは変えることはできないとおっしゃいましたけれども、これは非常に問題な、抵触する点ではないかと思ふのであります。

大臣、国際人権規約のB規約の方の第七条にこんなふうにあります。「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」これは正式の訳でございますが、「品位を傷つける取扱い」というのに指紋押捺は当たらないとお考えなのかどうか。私は、これは英語の文章を見ましたら、この部分はディグレイディングトリートメントとなつていて、これは大體さんは英語の大家だからよくわかりかと思うのですけれども、まさに指紋押捺の瞬間というのはディグレイディングじゃないかと思ふのです。ディグレイディングという言葉は、どういう意味内容を持っているかということをし英語の時間中に生徒に教えるとしたら、指紋押捺をした瞬間であるというふうに説明したら一番よくわかるのじゃないかと思ふのです。

私の友人の中には、アメリカへ留学した人がかなりおります。これは時期によって若干違ふのですが、十指を押さなければならなかった人もありまして、一指だけだった方もありますけれども、ひとしく言うことは、生まれて初めて自分の人格を傷つけられたという痛切な思いがしたという。もちろん、行つてしまつた後は常時携帯の義務などはなかったで、その点はあれですけれども、あれは一生忘れられないということをみんなひとしく言っております。

大臣は、指紋押捺を強制されたこと、おありですか。

○坂田国務大臣 強制されたことはありませんけれども、何か押してくれと言われて押したことはあります。

この問題は、いま大鷹局長から御答弁申し上げましたように、何も国際人権規約に加入したかどうかだという直接的な改正というふうにはわれわれは考へてない。しかもまた、現行法におきましても著しくこの人権規約に違反をしておるということはないのだということをお答え申し上げたわけなんです。私は、こういうような法制というものは、法律そのものと、それからその法制に基づいてそれをどういうふうに通じていくかという過程においてずいぶん違つてくると思ふのです。でございますから、私は一概に言えないと思ふいます。

私も諸外国の外登法の法制をつまづかにいたしましたけれども、この前からの御審議を通じて答弁なりまた御質問なりを聞いておりました、アメリカのような成熟した民主主義社会においても押捺の制度があるということ、これも必ずしも人権に違反しているというふうには私は思わないわけなんです。事情はいろいろと思ひます。あるいは州によつてはそういうことをしてないところもあるかもしれません。それからまた、イギリスでは私は最初は押捺義務があるのだと思つておりましたら、稲葉先生の御指摘によると、大体サインが主体であつて、しかしながらそれがどうしても得られないか何かの事情のときには押捺の義務をつける、こういうことでございますから、必ずしもこの一つだけを取り上げて、これは人道に違反しておるというふうには言えないのじゃないか。

ただ、日本におきましては、戦前において治安維持法その他におきまして、相当人権を侵された人たちが現におられるわけですから、あるいはその思い出といふますか、あるいはつらさといふますか、人権無視のことが即これにつながつていふ

ふうに見なくちゃいけない。しかし、新しい日本、近代化した日本、人権を国際的に守つていかなければならない日本、特に日本人はこのようにたくさん外国人とともに生活する機会が非常に多くなつた今日におきまして、やはりこの問題は念頭に置きながら法制の改善策を常に日に新たに日に新たに考へていくということは、私はもう御指摘のとおりだと思ひますが、現段階におきましては、われわれは精いっぱい努力をした、一歩前進である、こういうふうには御理解を賜りたい、かように考へておる次第でございます。

○河上委員 大臣はもう御存じだと思います、大鷹さんは特に専門的に御存じだと思うのですけれども、日本の外登法が昭和二十七年ですか、アメリカの制度というのとはかなり大きな影響を与えておると思ふのです。占領下のときから淵源があるわけですから、ところが、アメリカの制度というのはい九四〇年にできた法律が前提になつておるわけであつて、それ以前は、アメリカもともかく移民が来て國ができる、国民が形成されるのが前提ですから、パスポートさえないような時代もあったわけであつて、やはり第二次世界大戦のあの異常な雰囲気の中で、日系市民さえキャンプへ送り込むというふうな、いま大鷹アメリカでも大きな反省の材料になつていますが、そういう雰囲気の中でできた一九四〇年法を下敷きに、ちやうど戦後、在日朝鮮、韓国人あるいは台湾出身者の地位が非常に不安定なときにそれを土台にして外登法をつくつたという経緯があるわけですから、私はそろそろその辺の感覚は変えていかなければいかぬと思ふのです。

大臣は日々新たに、こう言われなければいけません、その感覚でやつていただくことが必要ではないかと私は思ふのであります。もちろん法務省としては、何もアメリカのをまねたんじゃない、こゝろおつしやるに違ひないんで、そのことを一々聞いても始まりませんけれども、やはり客観的に見たら、そういう影響はかなりあるわけでありま

そこで、指紋という問題は大変大きな問題でして、アメリカがやっているからいいというわけじゃなく、世界全体の進歩発展の経緯の中では、むしろ指紋の押捺を要求するというのは世界では少数派になりつつあるわけだし、少なくとも日本はやめていく先頭に立つべき責任がある、こう私は思うのです。

大臣は、指紋押捺を求められたことはおありだということですが、何ののかの言っても、指紋押捺の歴史というのは犯罪捜査の一つの新しい手段として開発されたことは事実なんです。私もこの指紋に関する本を国会図書館で数冊借りてきましたら、全部そういうことでありまして、外国人登録法のためにこういうものを開発したというところは全くないわけであって、したがって、ある種の屈辱感というものを伴うのは当然であろうと私は思うのです。

ところが、その本で初めて知ったんですけれども、囚人を扱う監獄法などを見ますと、犯罪者だからといって必ずしも指紋押捺しなければならぬ義務はないんですね。むしろこれは、監獄所長が必要であると認めるとき指紋を採取することができ、こうなっている。断ったからといってこれに処罰を加える規定はない、こうなっているんです。そうなりますと、外国人登録法の規定というのは、指紋押捺に関してはどうも囚人以上に厳しい制約を加えているということになるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○大蔵政府委員 外国人登録法で指紋押捺義務を定めているのは、外国人登録法の目的からいってどうしても必要であるということからでございます。これは具体的に申しますならば、不法入国者、不法残留者、こういう者の防止、摘発ということのためでございます。

従来、戦後の二十七年、初めて外国人登録法ができましたときには、登録証の偽造、変造、不正行使、こういうものがもう数万件もございまして、そこで、何とかこれを防ぐ方法はないかとい

うことで、指紋の押捺制度が導入されたわけでございます。その結果、この偽造、変造等の不正行使、不正利用というものは激減しているわけでございます。

私も調査いたしましたところでは、最近偽造、変造の登録証明書を持っている不法入国者、これを当たってみしましたところ、指紋押捺制度が導入された後の偽造登録証明書を持っているケースというのは非常にわずかで、しかもそのわずかなケースというのはすべて子供用の登録証明書であった。すべて発見されたのは指紋押捺制度が導入される前のものであったということがわかっております。

そういうわけで、私もいたしましては、不法入国、不法残留を摘発するだけじゃなくて、この制度があることによってこれが抑止力として、多数の不法入国者、不法残留者を思いとどまらせている、そういう面があるのではないかと考えているわけでございます。

○河上委員 大臣、いまの局長の御答弁をお聞きになつておられたと思うのですけれども、確かにそういうふうな効果があったとおっしゃることは、あるいは事実かもしれません。しかし、事人権に関しては、こつちの手段の方が効果があるからということとそれをジャスティファイすることはできないんでして、あくまでも人権は人権、人間の尊厳を傷つけないか傷つけるかということと制度の採否を決めるべきではないかと私は思うのです。

確かに効果があった。それはもつと徹底してやればもつと効果があるかもしれないけれども、しかし、それは人権を守る立場上許されないことである。許されないとすれば、効果の点で多少劣つておつても人権を守る立場から別な手段をとるべきだ、そういうのが私は人権の擁護ではないか、こんなふうに思うのでありまして、いまの局長の御答弁は、その点ちょっと問題の置き方が違うんではないかというふうに私は思うのですが、

大臣、犯罪者、すでに犯罪を犯した囚人についてさえ指紋押捺を拒否する自由を認めておるのに、外国人の場合、犯罪を犯していないのに指紋押捺を拒否すると、従わなければ裁判になる、こういうあり方は矛盾を感じられませんか。

○坂田国務大臣 その問題についてはちよつとこちらから答えてもらいたいと思うのですけれども、私は河上委員の御質問を聞いておりまして、何か私自身がちよつと理解できない点も実はあるわけなんです。というのは、確かにこれはそこまでしなくたっていいんじゃないかということであるわけですが、しかし、今度は善良な、公正に行動しておる、日本の社会に溶け込んでおることを証明する手段でもあるわけですね。それは手続上はおつくなにかもしれないけれども、その人権を主張できる基本になるわけなんです。それが、先ほど局長から答弁しましたように、偽造、変造、そういうようなものが万に一つある、そういうことはやはり許されぬ。諸外国において、われわれが行つてもそういうことは許されないわけなんです、その場合にたとえば旅券を出すということ、身分あるいは自分はどこへ泊まつておるというようにことがわかるということによつて、身の潔白といいますか、それを正々堂々と主張できる、そういう制度が確立しておることこそ、あるいは人権を守ることにもなるんじゃないか、これはひとつ御理解を賜りたいというふうに私は思います。

○大蔵政府委員 この指紋押捺制度は、わが国の外国人を公正に管理するという制度のために必要なのでございます。つまり、外国人の公正な管理の必要から来ていることでございまして、したがつて、その範囲内で指紋の押捺を求めても、これは国際人権規約で言う、先生が先ほどお挙げになりましたいわゆるディグレーショントリートメント、品位を傷つける処遇にはならない、こう解釈しているわけでございます。

○河上委員 囚人は拒否しても罰せられないが、外国人の場合は指紋押捺を拒否したら罰せられる、この点はどうですか。

○警務説明員 ただいま御質問の点についてお答え申し上げます。

現在の監獄法施行規則の第二十条によりまして、刑務所長は必要ありと認めるときは入監者の指紋の採取をなすべしという規定になっておるわけでございます。この規定から見て、直接的な拒否ということとは、特別権力関係の中にあつて刑務所長、直接には保安担当の職員ということになるわけですが、それと入監者という点につきましては、指紋の押捺拒否ということとは実力的な拒否以外には考えられないわけでございます。

○河上委員 罰則があるかどうか。

○警務説明員 いまの規定についての履行を担保するための罰則規定はございません。

○河上委員 そうすると、いまのは実力的にそういうことはあり得ないということと、それでも実力的に拒否する場合もあり得ると思うのですけれども、まあ無理にやつてしまふということですか。ちよつといまのは、やはり答えはペンディングのままだと私は思うので、何もそういう罰則を設ける、こう言っているわけじゃないのですが、これは法体系上バランスを欠いていると言わざるを得ないと思うのです。

もう時間がありませんから話を次に移します。が、いまのやりとりで大臣も、外登法に規定した指紋押捺というのはかなり厳しいものであるということだけは十分御理解いただけたと思うのでして、もしこれが内外人平等ということで、日本国籍の人にもこういうことが課せられるような事態というのは、まことに暗たんたる社会であると言わざるを得ないわけですね。ですから、われわれは、こういうことは一日も早く撤回すべきである。大臣がさつき言われましたように日進月歩ですから、やはりそれに対応する努力というものを将来、これは政府だけでは、国民一体となつてやるべきことじゃないかと私は思うのでありま

す。

外登法による指紋捺捺の原票というのですか、
こういう指紋の記録は、犯罪捜査には用いられる
心配はありませんか。

○大蔵政府委員 外登法上押捺してもらった指紋
は、犯罪捜査には利用されておられません。

○河上委員 そうしますと、不審尋問のときに外
登証所持、それが外登証所持者の本人であるかど
かを確認するためには、いろいろ見たりするわけ
ですね。しかし、外登法違反以外の犯罪捜査には
指紋を用いた例はないというふうに考えてよろし
いわけですか。

○大蔵政府委員 外国人登録法上の指紋押捺とい
うのは、身分の確認ということに使われているわ
けでございまして、いわゆる犯罪捜査に利用され
ていることはございません。

○河上委員 それでは、警察庁にお伺いいたしま
すけれども、金大中事件のときに、金東雲氏が犯
行実行部隊の一員であるということを示すために
指紋が決め手であったという報告を議会でされ
たのですけれども、その照合すべき指紋というの
は、一体何を利用されたのですか。

○吉野説明員 私どもで現場で採取した指紋を、
その他の資料と合わせて恐らく金東雲氏のもの
であろうということで、正式に法務省の方に照
会して確認していただいたということございま
す。これは先ほど法務省でお答えになつていて
旨の犯罪捜査に利用したということではないと考
えております。

○河上委員 金東雲氏は当時外交官でございま
したから、日本に入ってきたときに指紋を押す必要
は全くないはずでございませう。まさか韓国大使
館へ行つて指紋を全部採取して、その中から同じ
ものがあつたからという、そんなことは逆な意味
で主権侵害になりますから、できません。まさ
か韓国政府から指紋を取り寄せたということとは考
えられません。恐らく金東雲氏が新聞記者とし
て入国したときに採取した指紋を利用したのでは

ないかという疑いがあるわけですが、その
点はいかがですか。

○吉野説明員 突然のお尋ねでございまして、
私も記憶は不確かでございますので、いまここ
ですっきりしたことは申しかねるわけございま
す。

○河上委員 しかし、いまのお答えはわれわれは
大変不可解でございまして、金大中問題はここ数
年国会であらゆる委員会ですべておこなわれて、そ
のたびごとに警察庁警備局長は、犯行が行われた
と言われるホテルの一室に残された指紋が決め手
で金東雲という方の名前を確定したというふうな
報告をされておるのです。いかにそこに指紋が残
つていようが、もう一つ照合すべきものがなけれ
ばできないはずでございませう。そのことは、三
井さんが警備局長や何かやつておられるところか
ら、再三法務委員会、予算委員会、外務委員会
等々で繰り返し言われたことでもございまして、ち
よつとその辺、これから調べてきてくれというの
は大変おかしい話であるし、ある意味では議会对
する冒瀆だと私は思うのでございませうけれど
も、いかがでございませうか。

○吉野説明員 金東雲の指紋から犯人を割り出
したということは私も重々承知しておりますが、い
かにして照合したかということにつきましては、
何分私も不勉強でございまして、いま直ちにここ
で正確なことを申せとおっしゃられても、何分手
元に用意がございませんので、御猶予を願いたい
と思ひます。

○河上委員 御猶予願いたいというお話でござい
ますから、次の機会でも結構でございませう。ま
た、委員長、必ずこの法務委員会でもその報告を
していただくようにお取り計らいいただけますか。
金東雲氏は治外法権で守られている外交官であ
ります。その方ですら、私は警察なのですけれど
も、恐らくは外登法の規定による指紋がもとで本
人であることが確定されたのではないかとこのよ
うに思うのでありますが、無辜の民の場合、そう
した心配を持つのはむしろ当然のことだと私は思

うのであります。現に私どものところに知らされ
ております幾つかのケース、一九八〇年十一月二
十七日に奈良県で起きた事件、在日韓国人の
青年が金庫破りの犯人として逮捕されたことがあ
りましたけれども、それは以前勤めていた商事会
社の金庫にその人の指紋が付着しておつたため逮
捕されたというものであります。幸いにして、真
犯人がすぐあらわれたために、これは誤認である
ということですが、釈放されておるのですけれど
も、金東雲ほど権力の中枢にある人でもそうした
懸念を持つとしたら、一般の市民の方が、外登法
による指紋押捺が、要するに犯罪者を前提とした
犯罪のおそれありということであることを押さ
せるのではないかとこのように考え、またそれがど
かか使われやせぬかという心配を持つても当然だと
私は思うのです。

したがって、これは指紋押捺が外登法違反以外
の犯罪捜査に使われないという保証は絶対必要で
あることは言うまでもありませんけれども、しか
し、一般の方がこのように見えて、自分の一生
のうちにこれが使われるのじゃないかというおそ
れを持ちながら指紋押捺に依じていくのではない
か、そういう配慮は今後持つていかなければいか
ないのじゃないかというふうに私は思うのであり
まして、いま当局側の御答弁によりまして、どう
もその辺ちよつとはつきりいたしませんけれど
も、これはくれぐれも今後気を付けていただきた
いと思うのであります。ここに外国人に対する取
り扱いの日本の伝統的な一つの流れというもの
が、はたなくも外登法の指紋押捺と常時携帯義務
にあらわれていると私は思うのです。

先ほど私は御紹介いたしましたけれども、私の
友人で戦後早い時期にアメリカに留学した人が、
これはそのころは十指で、指紋押捺をこちらのア
メリカの外交機関の部屋でやらされたのを忘れる
ことはできないと言っております。しかし、その
アメリカでも、向こうで生活している間は常時携
帯の義務はなかったわけで、何か必要なときには
もちろんパスポートを持つていかなければいかぬ

ということはありませんけれども、そういうこと
はなかったものであります。

徳川時代からいろいろ考えてみますと、これは
日本だけではなく、世界すべてであらうと思
いますけれども、外国人の取り扱いは一つの考
え方の上で幾多の変遷があつて、一番古いのは、
外国人というものは敵国人というふうな初めから見
て、最近、近代でも戦争中は敵国人と見る。あの
アメリカですら、アメリカ国民であるにもかかわ
らず日系市民を外国人のスパイになる可能性があ
るということで、十把一からげにキャンプへ送つ
て悲惨な生活を強いたのであります。日本では、
百年ぐらいい前は平時でも外国人を敵国人扱いし
ておるのです。それから、外国人というものは卑
しいものだという考え方もやはりかなりあつたと思
うのです。それから、外国人というものは排撃す
べきものである、外国人は大抵いること自体がお
かしいんだというような感じで、排外主義をとつ
た時代もある。いわば排外主義、排外主義という
時代。そしていまは、恐らくこれはかなり一般化
していると思うのですけれども、相互主義でお互
いにこの程度にしよう、向こうがそこまでやるな
らこつちもそこまでやるというふうなことでやつ
ておるようであります。

今回の外登法におきまして、アメリカは相互
主義をとつておつて、自分の国民が外国へ行つて
やられた場合は、それと同じことを国内で外国人
に対してやるという考え方が一つかなり強くある
ようでありまして、しかし、今回わが国でも批准
をいたしました国際人権規約というものは、まさ
に内外人平等主義に立つておるようになつてい
ます。相互主義と平等主義は、大抵いふ外国人を
取り扱う各国の法律体系の一つの主流ではないか
と思ふのですが、将来日本としてはまずその域に達
し、さらには平等主義へと進む気構えというもの
を示さなければいかぬのじゃないかというふうな
私は考えております。もちろんこれは私ひとりの
考えではなく、法律専門家の間でもあるいは一般
市民の間でもそういう考え方をとつていけるわけ

す。

そこで、大臣にぜひお願いしたいのでありますけれども、今回の外憲法改正案は確かに若干の前進があることは事実かと思ひます。しかし、私どもから見ますと、国際人権規約、特にB規約を批准して、これから日本はさらに国際化社会の中で生きていくためにこうしていくんだ、そういう姿勢にちよつと欠けるような気がしてなりません。ただ事務を簡素化するとか、そういうような観点からどうも優先しているような気がしてならないのでして、どうか今後、今回の改正案提案にとらわれず、ぜひさらに進むようにしていただきたいと思ふのであります。最近、日米経済摩擦というやうなことで、非関税障壁なんということが非常に言われるようになりましてけれども、この非関税障壁の最たるものはこういう外登法に流れる一つの考え方、またその考え方を支える——これは政府、お役人だけが悪いということではなく、日本人全体の中に何かある一つの考え方じゃないか、これはやはり突き破っていかなければいけないというふうには私は思ふのであります。

先ほど来大臣は、一部の不心得者のために大多数のよい方、その人たちがかえつて不当に扱われないようにするためにこういうことが必要なんだというお考えでございまして、それは一つの考え方でございますが、いま私が申しました幾つかの段階で言いますと、外国人というのは良民ではなくて、何かどうも犯罪を犯しかねない集団である、もちろん大多数はいいかもしれないけれども、やはりそういう者がまじっている集団である、そういう観念に立つておられるような気がしてならないのであります。その辺を百八十度、コペルニクスの転回をしていただかないとこれはいかぬのじゃないかと思ふのであります。先ほど大臣からいただきました日々に新たに、そのことでやっていただきたいと思ひます。

そして、お見せしましたこのポスターですね。この坊やはまだ小さくて、恐らく常時携帯の義務はないと思ふのですけれども、「私も、神戸っ子。」

というこの子が大きくなるころにはそういうことは全くないやうに、われわれお互いの力でやらなければいかぬと思ふのです。大臣、ひとつ最後にもう一度その点についてのお覚悟を示していただきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 外国人登録法は他の一般行政法規と同様に、時代の変遷に應じて時代的要請に的確に対応し得るやう常に見直しをされるべきことは当然だと私は考えます。今後ともわが国内の政治、経済、社会、文化等の諸情勢の変遷に迅速、的確に対応すべく、今次改正法案の審議を通じて御指摘のありました諸点をも含めまして、引き続き検討を続けてまいりたい、かように思ひます。

いま河上委員お話しのとおり、わが日本というのは、地政学上日本列島が存在し、千七、八百年の歴史を振り返つてみても、それは確かに聖徳太子のあのころ、中国、朝鮮半島とかなり交流はありました。あるいは室町のときもそうでございます。それから、明治維新において諸外国の制度を導入した、こういうことはありますけれども、大まかに言いますと、どちらかというと閉鎖社会なんです。それであるがゆゑに、諸外国の人々を変わった人とするのは敵視してきたということもあり得る。それはむしろ逆に言うならば、日本の独自性、独立あるいはそういう平和な社会を守ろうという気持ちから来た。この歴史的現実をわれわれはやはり背負つておるわけでございまして、一概に直ちに諸外国のやうにというわけにはまいらない。

しかしながら、いま仰せのとおり、特に第二次大戦後、日本は軍国主義というやうなものももう絶対にとらないというやうな新しい憲法をつくり、そして平和主義に徹したい。もともと日本は平和主義なんです。朝鮮出兵その他若干間違つたときもございましてけれども、千何百年の歴史を考えれば、私は大体において平和な国民であり、平和的な政策をとつてきたと思ふのです。そしてまた私は、平和的政策をとつてきたときほど日本

国民は幸福であつたと信じて疑わない一人でございます。そういう意味で、第二次大戦後、新しい憲法のもとに、先生御指摘のやうな方向に日本を維持していかなければならない。しかも国際社会から、日本というのは本当に人権もよく行われておる、治安もいい、そして技術や経済もよろしい、しかも自然には非常に恵まれておる、そういう美しい国だ、こう思われるやうに諸制度を改善させていかなければならない、それがお互い与野党を通じての義務ではないか、われわれ政治家の責任ではないかというふうに思つております。

しかと先生の御主張に對しましては承つて、日に新たに日に新たにひとつ考えてまいりたいと思つております。

○河上委員 それでは、いまの大臣のお言葉を生かすやうに、まだ時間がございますので、何とかその方向へ一歩でも進めていっていただきたいと思ひます。

ただ、私、最後に、ちよつと言ひ落としてしました。このポスターにちよつとこだわらうですけれども、実を言いますと、「私も、神戸っ子。」というポスターの中で、モデルが全部いわゆる白人ばかりなんです。ところが、実際に関西に多く住んでいる外国人というのは朝鮮、韓国人、それから中国人なんです。そのあたりにも一つ大きな問題があつて、ただ外国人一般ということではなく、やはりこういう近隣のアジア人とかかわり合いというものをわれわれは担つていこうというのをひとつ大臣十分お考えいただきたい、このことをお願いして、私のきょうの質問を終わりたいと思ひます。

○羽田野委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時六分休憩

午後一時三十五分開議
休憩前に引き続き会議を開きます。
○羽田野委員長 質疑を続行いたします。稲葉誠一君。

○稲葉委員 外国人登録法の一部を改正する法律案についての質問もいろいろ行われてまいつたわけですが、その中で外国人登録証明書の携帯義務の問題とその違反の問題、それに関連する実際の運用、こういうやうなことを中心にまず最初にお伺いをいたしたいというふうに思ひます。

そこで、この前の参考人も言つておられたのですが、アメリカ合衆国移民国籍法という法律があります。これは海外調査研究所というところで四十八年五月に出した「新アメリカ渡航法、付録」という書類ですが、その中であります第二百六十四条の「様式と手続き」の欄ですが、(a)欄に「年齢十八歳以上のすべての外国人は、(b)欄によつてその者に交付された外国人登録証明書、又は外国人登録受領書を常に本人が所持し、携帯しなければならぬ。この項の規定を遵守することを怠つた外国人は、一回の違反について有罪を宣告され、百ドル未満の罰金、又は三十日未満の禁錮、もしくはその双方を科せられる。」という規定があるやうに資料には載つておるわけですが、まづ、こういう規定が現在あるのかどうか。

○大鷹政府委員 私どもの手元にございますアメリカの移民及び国籍法の資料によりますと、そういう規定は現在も存在をいたします。

○稲葉委員 存在をされているというだけでなく、このとおり運用されているというふう聞いてよろしいわけですか。存在することと運用とはまた別だというやうな話になってきますから、現在もそのとおり運用されているんですか。

○大鷹政府委員 そのとおり運用されているはずだと思ひます。

○稲葉委員 そうすると、なぜアメリカの場合は十八歳以上の外国人が登録証明書の携帯を義務づけられておるかということですか。その他の登録義務とかは十四歳だというふう聞いています。それと違いがあるわけですね。なぜこういう違いがそこに出てきておるわけでしょうか。

○大鷹政府委員 アメリカの制度は外国の制度でございまして、私ども、その義務年齢をどうして

違えたのか、その事情については承知いたしてお
りません。

○稲葉委員 前から私が聞いているのは、登録証
義務とか、年齢は日本の場合にはみんな同じでし
ょう。今度は十四歳が十六歳に上がるけれども、
同じだ。その同じであることに合理的理由がある
かないかということ、前からよく聞いておるわ
けでしょう。アメリカの場合はそれが違っているわ
けでいいということになるのじゃないですか。おの
の合理的理由があつていいはずで、何も
そういうふうに行進して三つが並ばなければなら
ないという理由はないはずなんです。何回も聞
いているでしょうが、これは。

○大蔵政府委員 わが国の場合には、稲葉委員御
指摘のとおり、指紋押捺義務、それから登録証明
書の常時携帯義務、本人の出頭義務、こういうも
のの現在十四歳、改正法案では十六歳というこ
とになります。一つの年齢で全部共通ということ
になっております。それはなぜかと申しますと、
登録証明書の常時携帯義務というものがまずあり
ます。常時携帯される登録証明書には指紋を押し
なければならぬ、その指紋を押すためには本人
が出頭しなければならぬ、こういうつながりも
あるわけでございます。わが国といたしまして
は、こういう基本事項については一つの年齢をも
って共通させる、こういうやり方をとっているわ
けでございます。アメリカはなぜ年齢を違えた
か、その辺については、やはりそれぞれの国の事
情があるかと思ひますので、私もとてはち
よつとわかりません。

○稲葉委員 それは答えが違ひませんか。あなた
のお話は、外国人登録証明書がまずあるというこ
とを前提として、そこから別の方向に進んでいる
わけですが、登録証明書の申請をして、指紋を押
して、それから外国人登録証明書の携帯が出てく
るわけですから、登録証明書の携帯と
いうのは後になるわけですか。第三段階になるわけ

です。すかね。いいですか。あなたのいまの説明は
第一段階に説明しているんですから、話は逆じゃ
ありませんか。あなたの説明の順序は逆、それが
一つです。

それから、私の聞いているのは、だから必ずし
も三つが一緒でなければならぬことではないじゃ
ないか、アメリカは現にこれだけ違ひうじやない
か、それについての積極的な理由はアメリカなり
にあるんだらう、とするならば、あなたの方でも
この三つが並ばなければならぬという積極的理
由はあるのですか。聞いていることについて、あ
なたの方は積極的な理由というところについて、
述べて下さい。わが国にないというだけの話でし
ょう。だめよ。このことについては前から何回も
質問しているのですかね。この前、川原さんが
参考人としてちゃんとそこで言ったんだから、あ
なたの方でもそういう点については研究しておか
なければいけませんよ。あなたのいまの説明は順
序が逆ですよ。いいですか。それから、アメリカ
の方ではこういうふうに行進しているのだから、
日本の方と同じでなければならぬという積極的
理由は一体どこにあるのか、こういう疑問は当然
出てくるでしょうが。

私、なぜ長く質問しているかといひますと、長
く質問している間にあなたの方で考えてもらいた
いから、長い質問をしているのですよ。考えても
わなくていいんだったら、びしっと短い質問だけし
てくれませんか。質問している間にあなたの方でい
ろいろ考えるでしょう。その余裕というものを十分
与えて欲しいという話がありましますけれども、そ
れはどうですか。

○大蔵政府委員 説明の順序はいろいろあるう
かと思ひます。いづれにいたしましても、たとえ
いまの稲葉委員の御説明の趣旨に沿って申し上げ
ますと、私もどなたかいたしましては、まず十六歳に
なるまで確認申請の義務があるし、その段階で指
紋を押す必要が出てきます。その指紋を押された登
録証明書というものは十六歳以上の方については
常時携帯していただく、こういうことになるわけ

です。したがひまして、本人の出頭、それから指
紋の押捺、常時携帯、これが横並びの同じ年
齢であつても少しもおかしくない。では、十六歳
というのはいくつ年かといひますと、これはこ
の間からいろいろの機会に申し上げておる
り、社会的に独立の行動をとれる年齢、こういう
ことで考えているわけでございます。

○稲葉委員 いや、答えが私の聞いていることと
違ひます。いまあなたが答えた順序の方が正
確ですよ。それは出頭して、指紋を押して、そ
れから登録証明書を携帯するのですから、そうい
う順序になるのだし、あなたの方はいま、登録証
明書の携帯から発生して、逆に説明して、横並び
でなければおかしいということをやうから、順序
が逆ではありませんかということを私は聞いたわ
けなんです。

それはいいとして、私の聞いているのは、アメ
リカの場合は前二者が十四歳で、携帯義務は十八
歳になっていくわけじゃないですか、これはあなた
の方でわかっているはずだ、わかっているならば
それだけの何らかの理由があるはずじゃないかとい
うことをお聞きしているわけですよ。何らの理由
なしに違ひがあるわけはないのであつて、違ひが
あるというところはそれだけに、たとえばアメリカ
の場合は押す人が非常に数多く、携帯義務を
一々やっていたのではとても大変だ、人数が多く
てとても大変だからやり切れないということであ
るわけじゃないか、そういうことではないか。そうい
うふうなことがあるのじゃないかということまで
考えてもらおうと思ひて、長い質問しておるの
です。

なぜ違ひするのですか。何も三つが並ばなければ
ならぬという積極的な理由はないじゃないですか。
現にアメリカは、片方の携帯義務は十八歳で片方
は十四歳で、違ひがあるのじゃないですかと聞
いておるのです。アメリカのことはわからないと言
うから、それはわからないかも知れぬけれど
も、あなたの方の説明では、三つが並ばなければ
ならない理由にはならないのですよ。違ひした

つていいですよ、これは。違ひしたつていいのだけ
れども便宜上三つが同じ年齢に並んでおる方が仕
事しやすいから、こう言うなら話は別ですよ。
どうも合理的な説明がないのですよ。

○大蔵政府委員 ただいま稲葉委員御指摘のと
おり、現行法では十四歳ということですから統一
してきたわけでございます。今後は、改正法案で
は十六歳ということになるわけでございます。従
来ずっとこういう一つの年齢で横並びでやって
きた、そういう経緯もございまして、さらに稲葉委
員御指摘のとおり、一つの年齢でやられた方が行政
上非常にやりやすい、また外国人にとつてもわか
りやすいという面があるのじゃないかと思ひま
す。

○稲葉委員 行政上やりやすいとか外国人にと
つてもわかりやすいなんて、そんなことは理屈にな
りませんよ。では、携帯義務の場合は十八歳にし
たつて二十歳にしたつて構わないわけ、三つが
同じでなければならぬというの、では行政上ど
ういう利便があるかといふことになってきます
けれども、そこら辺になつてくると余り合理性が
ないのじゃないですか。いままでずっとそういう
うにやつてきているからだやうな理由という
けの話でしかないのじゃないでしょうか。私は思
ひますね。だから、あなたの方が言われるように三
つが並ばなければならぬという合理的な理由は
何もないということですよ。ただ便宜上という
ふうなやられた方がいいからというだけの話だ、こ
ういふことになるとすると私は理解しますが、
違ひなら違ひで反発してもらつて結構なんです
よ。次の質問をしますから、それと一緒に答えて
ください。

そこで、参考人の言つたことの中で私もちよ
つと疑問に思つたのは、私の質問と川原さんの答
えと合はなかつたのですが、アメリカでは確認義務
の場合に、よくわからないですね、何か一月一日
から一月三十一日までに出頭して毎年これをや
つていふようなことを言つておるでしょう。いま
まで確認期間は十年だといふふうには聞いてお

ったのですが、これは間違いかもわかりません。それではまた聞くというと、ことしの一月一日からはそういう確認をアメリカはやめてしまった、こういうことでしょうか。やめてしまった理由というのは、とにかく余り多くてかなわぬ、手続上とてもやり切れない。どういう国民が多くてやり切れないかということをやろうとまたあれになるから——これはあれでしょう、スペイン語を話す人たちが非常にふえてきているわけですね、アメリカに入ってきている人が、そのために収拾がなくなつてアメリカは確認ということをやめてしまった、こういうことなんですか。そこがどういふふうになっているのですか。

○大蔵政府委員 先ほどの年齢を横並びで一斉にしているという点について、すでに申し上げたのですけれども、私どももいたしましては、社会的に独立の行動をとれる年齢、これがやはりそれのれにも妥当する年齢であるというのを考えておりまして、その意味で当然出頭義務あるいは指紋押捺、常時携帯義務、いずれも十六歳が妥当であると考えておるわけでございます。

次に、アメリカの制度でございますが、稲葉委員の御指摘のとおり、昨年の暮れまでは毎年一月一日から三十日以内に居住地及び付加事項の報告を要し、一時在留者の場合には三カ月ごとに居住地報告を要するという制度になっていたわけでございます。この川原参考人は、それが日本のいわゆる確認申請制度、これに見合うものではないかというふうな発言をされたのだらうと思ひます。現在これは廃止と申しますか、停止されているようでございます。その辺の詳しい事情については、私も現在データを持っておりません。

○稲葉委員 いま局長が言われたことは、また問題になってくるんですよ。社会的に独立できるといふのが条件だということでしょう。これが今度は十六歳だということでしょう。それじゃ、いままでは社会的に独立できたのが十四歳であつて、今度は十六歳に、ここ一年くらいの間に急に日本の経済情勢が変つたんですか。そんなことはないでし

よう。私の言う意味がわかりますか。社会的に独立できるのが十六歳だとあなたは言うんでしょ。そうすると、いままでは十四歳でやつてきたわけだ、十四歳というのは社会的に独立できるんじゃない、こういう意味なんですか。あるいは社会的に独立できる年齢というのが、きのうからきょうで二年間ぐつと上がったんですか。どういふことなんです、そこは。

○大蔵政府委員 今度十四歳から十六歳にしたという意味は、従来の十四歳も社会的独立行動ができる年齢であつた、それが今度社会的情勢が變つて十六歳になった、こういう意味で申し上げているわけではないのでございます。これはこの前の機会にもお答えいたしましたけれども、十四歳というのは、刑事責任能力の規定に関連するものでございます。

ただ、それではなぜそれを今度十六歳にしたのか、それは外国人登録法の目的を達成できる限り外国人の負担を軽くするという見地から十六歳まで引き上げるわけでございます。その引き上げるのはなぜかという点、社会的独立の行動をとる年齢以上の人にそういう義務を課せば十分ではないか、こういうふうに考えたわけでございます。

○稲葉委員 そのことに関連して、さつき河上先生が聞かれたときには、国際人権規約とは全く関係ないような意味のことを言われましたね。そのことは考慮してないというか、関係ないのだというふうなことを言われた。しかし、法律案の提案理由を見ると、国際人権規約と関係があるように書いてあるんじゃないですか。「国際人権規約への加入等」と書いてあるじゃないですか。それも一つの条件かも知れぬけれども、いままではなかったことでしょう、これは。いままでは二回提案しているけれども、それになつたのが今度の提案理由の中に入っているのですから、国際人権規約とは全く関係なしにあなたの方ではこの法案をつくつたというところは言えないんじゃないでしょうか。あるいは国際人権規約の精神でもいいし、規約ではB規約かも知れぬけれども、そこそこ

ろをどういふふうに理解したらいいのですか。あなた、さつき河上委員の質問に対しては、私の聞き違いかも知れぬけれども、全く関係がないような、全く関係ないとは言ふけれども、連関性がないという意味なのか、そういうふうな意味のことを答弁されたものですから、これを見ると提案理由に書いてあるのだから何らかの関連性があるのだから、こういうことですか。どういふふうな理解したらよろしいでしょうか。

○大蔵政府委員 けさの河上委員の御質問は、わが国の外国人登録制度は国際人権規約の人権尊重の面からいろいろ問題があるんじゃないだろうか、法の前の平等であるとかいろいろ人権規約の規定上、そこでそういうところは今度の改正法案で正して山してきたのか、こういう趣旨の御質問があつたわけでございます。これに對しまして、私は、現行の外国人登録法というものは国際人権規約のいかなる規定にも抵触しないと考へて入る、したがつて、人権規約にもとるところがあるからそれを改めるために今度改正を行ったという意味の直接的な関係は全くないということを申し上げたわけでございます。

他方において、昭和二十七年に外登法ができてから三十年のいろいろな時代の変遷の中に、一つの背景としてわが国の国際人権規約加入という事実はあつたわけでございます。私どもはそういうものを一応背景の事情として考へておりますが、他方におきまして、人権規約に問題とされるような外国人登録法の規定は一切ないということをもう一度確かめて、そして改正法案をお諮りした、こういう事情でございます。

○稲葉委員 前の二回の改正のときには国際人権規約のことは触れてないわけですが、まだ批准してなかったかも知れぬけれども、今度は触れているというところは、この精神というものを酌んで今度の改正をしたのだというふうな理解されるのが普通ではないのですか。そういうふうな言つたのに対してさうですと答へると、じゃ、国際人権規約のことと今度の改正案が結びつきの

か、相反するの、そこに問題がある点ではないというふうな、今度は次の質問に出ますね。そうでしょう。そういうふうな答へるとまた質問が出てくるから、あなたの方でもいろいろあるのだと思ひますが、これに書かなければよかつたのですよ。つい書いてしまったからこつちも聞きたくなるわけだ。あの河上さんの質問は、確かにあなたの言うとおりに、もところはないかと言へば、それはもとところはない。それはさうかも知れぬけれども、これを何か酌むようになつてから、酌むというところは、精神を酌むというところじゃないか。精神を酌むとは書いてないけれども、それを挙げていふことは酌むというふうにとれるのじゃないかというふうないろいろなことがあるのですけれども、そういうことは余り論議するほどのことでもないと思ひます。論議する価値があるのか、これはちよつと……。

今度B規約との関係で、あなたは法の前の平等なんと言つた、法の前の平等なんということを国際人権規約で言つたのですか。これは憲法十四条の規定の語でしょう。河上先生はそんな質問したかな。まあそれはいいです。いいけれども、憲法の問題であつて、国際人権規約の問題じゃないです。

そこで、私が聞きたいのは、よくわかりませんが、外国人登録証明書を持っているけれども、それを確認申請をするわけですね。する義務をみんな負うわけですね。ところが、あの中に出てきたのですけれども、たとえば政府の招聘した正式な留学生、非公式なものじゃなくて、正式な政府の留学生というものについてもやはり登録証明書は必要なのか。これは条文上は大体明らかになりまして、それが一点ですね。

そういう人たちは切りかえというか、その際しなればいけないわけですか。私の、正式な政府の招聘した留学生の話ですよ。何かアメリカでは、正式な政府の留学生というものは、一遍すれば確認申請なんかしなくてもいいようにさつきの話が聞かされたのです。私は河上先生に確かめたの

です。そうしたら、条文はどうなっているかわからぬけれども、実際の運用はそういうふうに行われている、こう言うのです。そういうふうなアメリカの話は言われた。どうなんですか、その点は。私の言うことがわかりますか。

さらにもう一歩先に進むと、結局政府の正式な留学生の場合には、外国人登録証明書や何かを携帯しなくてもいい者があつた。そういう者と同じ扱いをしていいではないかということが最終結論的な質問になるわけですね。そこまで含めた答弁をしてください。

○官制委員 物が国と外国政府との間の覚書あるいは協定などに基づく留学生の問題でございますが、これは大多数の留学生が、現在出入国管理法の四六条一項六号という資格でわが国に入国されておるわけでございます。こういう人たちにつきましても、九十日以上在留する場合に在留の義務がございまして、この方が一たん登録した後、さらに切りかえ期間を超えて在留を継続される場合には、外国人登録法上の確認申請の義務がほかの外国人と同じように負わされておるということになっておるわけでございます。

○稲葉委員 じゃ、逆にお聞きしますと、外国人登録証明書を、一年以上在留して、一年以下の場合には指紋の採取の義務というのがないわけですから、そういうような場合でも除外をされているのは、日本の場合は何と何ですか。限定的に御説明をしてください。

○大蔵政府委員 これは外国人登録法に規定されているものと、それからそうじゃないものとございまして、それから国連の職員、国連の専門機関でございまして、これは条約によって免除されております。それから、日米の安保条約に絡む地位協定、これの規定による者、それから国連軍協定、それから、そのほか領事官と公用で入国している者、領事官は外交官ではございせんけれども、国際礼譲として外交官と同じ扱いをするという事で免除されております。それから公用で入

っている者、これは登録法上でも除かれておりますけれども、これはいわば行政的な措置というふうなことでないかと思ひます。大体、こういうことではないかと思ひます。

○稲葉委員 それはそれとおりなんです、私の質問しているのは、問題は、だから政府の正式な留学生というのを言っているわけですね。だから、その場合には外国人登録証明書の携帯義務を免除するとか、指紋押捺を免除するとか、あるいは確認を免除するとか、そういうようなことも当然考えられていいのではないだろうかということを言っているわけですね。いいですか、政府の正式なというところは、二つの枠がはまっています。ありますよ。ただ、何でもかんでもという意味じゃありませんよ。そういうふうなことが制度として運用でそこを外すかなんとかという方法も考えられていいのではないですか。

これが何かアメリカでは、政府の正式な留学生についてはその点が実際には免除されておる、一回だけ登録すればいいという形になっておる、という話を、制度としては法律の上で残っている、実際の運用はそういうふうな形になっておる、ということも聞いたものですから私は聞いておるわけなんです、その点については十分考慮の余地があるのではないかと、そういうふうには聞いておるわけなんです。

○大蔵政府委員 政府が派遣した公用の留学生というものはどういふものがあるか、私はちょっとすぐにはわかりませんが、政府が派遣した留学生というところでは、現在在留の外国人登録法上では想定していないと考へております。また、そういう外国人の派遣の留学生という意味ですから、こういう人たちは日本に留学している期間というのは大体二、三年じやないかと思ひます。今後、確認の申請期間は三年から五年に延びますし、実際問題として、こういう方々の中で確

認申請の義務を負う方というのは非常に少ないんじゃないか、こういうふうにも考へるわけでございます。

○稲葉委員 そうすると、たとえば法務省あるいは裁判所で、アタッシュで行っている場合は別です、そうじゃなくて、向こうの大学、アメリカの大学ならアメリカの大学へ留学している場合がありまふ。そういう場合はアメリカでどうしているのですか。ちゃんと外国人登録をして、ちゃんと指紋の押捺も全部やっているのですか。アメリカではどういふふうに行っているのですか。いや、わからなければいいですよ。

○大蔵政府委員 その辺のことは、しかとしたお答えがちょっとできませんので、調査させていただきます。

○稲葉委員 こころは私もよくわからないのです。わからなから聞いておるわけですね。だから、それは大使館へちゃんとアタッシュで行っている場合は問題がないわけですね。でも、あなたの方で入管からニューヨークの総領事館へ入行っているんですよ。それから国連にも入行しているんですよ。そういう人たちにアメリカの具体的な制度と、制度はあるけれども実際に運用がどういふふうになっているかということをよく調べてもらってください。ニューヨークの総領事館に在籍の職員というものは、具体的に一般の仕事をしているわけですか、総領事館で一般の仕事をしているわけですか、非常な点なんかもよく調べてもらわないと、非常に困るわけですよ。それはよく調べてもらっていただきたいと思ひます。

そこで、携帯義務の問題に入るわけなんです、さっき監獄法の施行規則の話が出たわけですが、それは別として、私の聞いているのは被疑者に対する指紋の押捺、これはどういふ形で、どういふ法律上の根拠で具体的にやられておるわけですか。

○吉野説明員 被疑者からの指紋の採取につきましては、それぞれ捜査上必要があると認めた場合

にやっておるわけでございます、身体を拘束している被疑者につきましては、身体を拘束するわけでございますから、事柄の性格上全部必要だというふうに通考されるわけでございます。これは御案内と思ひますけれども、刑法第二百八条の二項でやっております。身体を拘束していない被疑者につきましては、本人の承諾を得まして任意で採取いたしております。

○稲葉委員 外国人登録証明書不携帯罪というか、そういうようなものの具体的な運用についてお尋ねをしたいと思ひます。一つは、過去幾多の例がありまして、一つの顯著な例として、まずこの前起きました山梨県甲府市の金という女の方が、甲府地方検察庁に、塩山警察署の人を全部で三名、守屋外二名を公務員の職務乱用罪ということで告訴されているわけですね。この事件について、これは昭和五十六年七月二十日の事件を中心としておりますけれども、まず警察の方から、どういふことからどういふふうな調べをしたかという経過をひとつ説明をしていただきたいと思ひます。

○吉野説明員 この事案は、昨年の五月十四日、山梨県警の警察官が交通の取り締まりに従事中、スピード違反の車を認めましたので、停止させて職務質問をしたところ、外国人運転者が無免許であった、外登録も不携帯であった。なお、運転者のほかに二人同乗者がおりました。これは無免許でございまして、それから違反の内容も三十四キロオーバーという大変悪質なものでございまして、あるいは同乗の人たちも、無免許行為等について教唆なり補助なりという疑いがあつたのではないかと、こういう疑いを持ちましたので職務質問したところ、外国人であるという事で、身分を確認するために外国人登録法の提示を求めたところ、二人とも不携帯であるという事が判明いたしました。ただ、当日は何か法事の帰りで時間的に急いでいるということでありましたので、後日都合のよい日に来てもらつて詳しく調べようという事で、その日は三人とも帰宅してもらつて

います。そして、七月二十日に三人の都合を聞きまして塩山警察署に出頭を求めて、外国人登録証の不携帯事実について取り調べを行っております。

取り調べの内容は、特段これといって取り立てて申し上げることはありませんけれども、立件送致に必要な事項を聴取して供述調書に録取しております。なお、この際、捜査員の判断で本人の承諾を得て指紋等採取いたしております。その後、八月二十四日に甲府地検へ書類を送致いたしております。

○稲葉委員 そうすると、いまの三十四キロオーバーという話がありましたね。それに対しては切符はどうしたのですか。

○吉野説明員 お尋ねの人間につきましては、無免許と速度違反で検挙、立件いたしました。甲府区検に六月一日に送致いたしております。

○稲葉委員 あなたの方は特段の問題が取り調べでなかったと言いますが、まずお聞きいたしますと、顔写真の撮影をしているわけですが、これはどういう法律上の根拠によって顔写真の撮影をしているわけですか。その点については本人の同意は要らないのですか。

○吉野説明員 捜査上の必要で、本人の承諾を得て写真撮影をいたしております。

○稲葉委員 本人の同意を得た。じゃ、どういうふうに同意を得たのです。黙って撮っちゃったのじゃないの。黙って撮っちゃって、文句言わなければ同意があった、そういうことになるのですか。本人に写真を撮ってもいいかなんて、取り調べ官が聞くわけじゃないですか。

○吉野説明員 一応本人の承諾を得て撮ったというふうに聞いております。

○稲葉委員 だから、どういうふうな承諾を得たのですかと聞いているのです。じゃ、どういう質問をして、どういう答えがあったのですか。

○吉野説明員 詳細なことは聞いておりませんが、この件につきまして私も詳しく調べてみましたが、常識的に承諾を得るという方法で承諾

を得たというふうに聞いております。

○稲葉委員 だから、常識的に承諾を得るというのはどういう方法なんです。それを聞いていたのだよ。それはどういうことなの。撮ってもいいですかというのを聞いたのですか。聞く前にそれを撮っちゃったのです。撮っちゃって、文句を言わなければ承諾を得た、こういうことに理解をしているのじゃないですか、あなたの方は。

○吉野説明員 私が申しますのは、詳しい文言まで取り調べ官から聞いたわけではないのでお答えを遠慮したわけですが、承諾を得たというからには、撮らしていただきますということとで最初に発言をして撮ったというふうに私は承知いたしております。

○稲葉委員 写真撮影の際には、どうしてそんなこととするの、私が人殺しでもしたんですかというふうに、涙を浮かべながら言ったというのですね。これが写真撮影の前なのか終わってからなのか、そのときの直前なのかちょっとわかりませんけれども、どうしてそんなことをするの、私が人殺しでもしたんですかというふうなことを言っているということは、拒否していることじゃないのですか。少なくとも明示な承諾ではないということとははつきりしているのじゃないですか。どうなんですか。これは写真撮影するときも、不拘束の事件ですから明示の承諾が要る、こういうふうに理解するの筋ではありませんか。

○吉野説明員 ただいまおっしゃった、人殺しでもしているのというようなことについては、承知いたしております。しかし、あくまで私どもの調べた限りでは、事前に明示の承諾を得たというふうに私は承知いたしております。

○稲葉委員 あなたの調べた限りというと、結局あなたの方ではだれとだれがこの女の人に対して調べをしたというふうに聞いているわけですか。

○吉野説明員 係員の名前までは伺っておりませんが、告発が出ていることは知らないのです

か。知っているの。

○吉野説明員 告訴告発が出ていることは、承知いたしております。

○稲葉委員 じゃ、こういうふうにお聞きいたしますが、その本人の身長測定、体重測定、足形採取、こういうふうなことをやったのですか、やらないのですか。

○吉野説明員 身長と写真と足長、それと指紋、これだけ採取したというふうに承知しております。

○稲葉委員 指紋は、私の言うのは十指の問題は別として、足形の採取までやったのですか、こう聞いているのですよ。

○吉野説明員 ただいま足長と申し上げましたが、足の長さという意味でございまして、いわゆる足形ということよりも、正確には足の長さでございします。

○稲葉委員 足の長さをどうしてはかる必要があるのですか。外国人登録法違反で、不携帯でしょう。不携帯ということとどうして足の長さまではかる必要があるのですか。

○吉野説明員 被疑者になった者からは、捜査上の必要に応じて、刑法法にありますがいろいろな個人資料を採取いたしております。もちろん、この場合は任意でございしますから、承諾がなければできないわけですが、承諾がなければ必要に基づいて採取したということとでございします。

○稲葉委員 私が聞いているのは、普通の場合に、不拘束の場合、任意の場合に足長まで取っておるのですか、こう聞いているのですよ。拘束中の者でもそこまでは普通やらないのじゃないですか。どうなんですか。

○吉野説明員 それは捜査の場合場合によりけりだと思います。任意の場合も取っている場合もございします。強制の場合は取っていません。場合があるかどうか、私はここで承知しておりませんが、けれども、私も承知しているのは、任意の場合でもいろいろな場合について必要があると認めた場合

は取っておるというふうに承知しております。

○稲葉委員 だから、身柄拘束の場合でも足長を取らない場合があるわけですね。普通足長までは取らないのじゃないですか。普通の場合には十指は取りますが、足長までは取らないのじゃないですか。それはどうなんですか。

○吉野説明員 山梨県の場合、ただいま問題でございしますから山梨県の場合で申し上げますと、足長につきましては全県で一千六百三十三件取っておりまして、うち強制が拘束の場合が五百八十七件、任意の場合が、いわゆる不拘束の場合が四百七十六件でございします。

○稲葉委員 だから、本件について足長を取らなければならぬ必要性があなたの方にはあったというのでしよう。どういう必要性があったのですか。外国人登録証不携帯ということですね。この女の人には自動車の後に乗っておったという。その人について足長を取らなければならぬ必要性があったというのでしよう。どういふ必要性があったのですか、そこまでの必要性は。

○吉野説明員 先ほどもお答えしましたが、被疑者となった者からは必要に応じて個人資料を広く作成している場合がございします。この場合も、現場の捜査官の判断が必要であると認めまして採取したということとでございします。

○稲葉委員 現場の捜査官が必要だと判断したのでしょうけれども、現場の捜査官はなぜ、女の人です、車の後ろにいた人です、登録証不携帯ということとで、その人の足長までを必要だと判断をしたのでしようか。これは現場の捜査官のやったことだから自分にはわからないというのか、もわかりませんが、じゃ、どういうふうに現場の人が必要として判断をしたのかというのを上司として推測できますかということですよ。

○吉野説明員 捜査の必要というのはその場合その場で違うわけですが、一般的に申し上げると、たとえば犯罪の立証とか個人の特定、これは被疑者となった者から取るわけではございますが、将来に向かつての話でございしますけれども

とじゃないんですか。

念を押しますというと、この場合はどういう法律、どういう規則によって、身柄不拘束ですよ、不拘束の場合に指紋なり何なりを取れるということ

うようになっていますか。

きりしていますか。あと二人ですね。その人たち

言わせれば、いまの法律は持つてなかった場合犯

罪になるわけですから、それだけのことでいいんじゃないですか。それを十時から三時過ぎまでかかるというのはおかしいのではないのでしょうか、こう聞いているのです。仮に昼食をとったとしても、一時間もたったわけじゃないでしょう。警察で一時間もとらせるわけじゃないのですから、そんなに長くかかるわけじゃないのですか。そこを聞いておるわけですよ。

○吉野説明員 稲葉委員よく御存じだと思いますけれども、取り調べというのは思ったより時間のかかるものでございます。これも抗議の内容には入っておたわけでございますが、関係のない身分関係のことまで聞いたというお話もあつたわけでございますけれども、これは被疑者に対する取り調べに通常伴うものでございまして、やはり情状の問題とかいろいろありますので、まず身分関係から一々伺うことになりますから、どうしてもそれぐらいの時間はかかるのじゃないかと思ひます。

○稲葉委員 身分関係を聞くのはあたりまえの話ですね。だれに対しても、本籍はどことか、住居はどことか、職業は何だとかということを知りますからね。それでないと、同一性というものは確認できませんから。同一性が確認できる範囲内で聞けばいいわけですし、検察庁へ送られたときに不起訴にするかしないかということの情状というものについても、警察である程度調べなければならぬ必要がある場合もありますよ。これはわかりませんが、私も、十時から三時までかかったというふうに聞いているのです。仮に調べたとしても、一時間も調書をとればいいわけ、三時までかかる必要はないのじゃないでしょうか。そこら辺のところがちよつと長過ぎるのですね。複雑な事件ならあれですよ。実に簡単というか、単純な事件じゃないですか。

教唆罪で調べたとか調べないとか、あなたの方は、女の人は後ろに乗って、無免許運転をしていたのは男だったというのでしょ。この女の人は後ろの席でしょう。それを教唆罪だなんて、

そんな理屈は普通の場合には立たないですよ。それは無理よ。本件の場合には、警察で何も無免許運転の教唆まで調べたわけじゃないでしょう。外登法の不備だけのことを調べたのでしょ。その点はどうかですか。

○吉野説明員 そのとおりでございます。外登法違反について調べたということでございまして、外登法違反のところが、あなたの最初の話は、外登法違反でなくて無免許運転の教唆のあれが、外登法違反のじゃないのですか。それはどうですか。

○吉野説明員 それは、最初に交通の警察官が教唆、補助の疑いで調べて、外登法の提示を求めた、こういう順番でございまして、本署へ呼び出す前に簡単な交通の関係の調べをやってるわけですよ。その際に教唆、補助を調べまして、それで疑いが晴れた、こういうことでございまして。

○稲葉委員 普通、運転者が無免許で運転していたときに、後ろに乗っていたのが日本人だったとたきに、その乗っていた人を無免許運転の教唆や補助で調べますか。特別な場合は別ですよ。たとえば非常に酔っぱらって運転しているとか何とかいうような場合だ。しかも、後ろに乗っていた人が非常に地位の高い人だとか、まあ地位の高低でやっちゃ悪いかもしれないけれども、ある場合には教唆だ、補助だということでは調べる場合もなきにしもあらずだけれども、この場合は外国人だからということでは調べたんじゃないですか。だから登録証明書を出せと言ったところから理由づけをしなればいけないから、そこで教唆だ、補助だという理屈を考へ出してきた、こういうのが普通の理解の仕方じゃないですか。

私の言うこと、わかるでしょう。普通、無免許運転について、仮に日本人が後ろに乗っていたとしたときに、教唆や補助で調べますかと言ふんだ。特段の場合は、それは調べないとは言ふけれども、それはきわめて例外中の例外だと言ふんですよ。あたりまえの話ですね。これは外国人だ

ということがすぐわかったからこそ、外国人登録証を出せと言つて、そこで調べる理屈に、教唆だ、補助だということを言ひ出したんじゃないのですか。こういうのが普通の常識的な理解じゃないですか。どうですか、これは。

○吉野説明員 私、これまた交通の専門家ではございませぬので、權威あるお答えができないかと思ひますけれども、私も警察生活をやった経験からいいますと、もし今度の事案のような、無免許で約三十四キロオーバーという悪質な場合にふつかった場合は、後ろに日本人が乗っていたとしたならば、必ずそれは調べることになる。少なくとも免許証の提示は求める、そして事情を聞くというところに通常はなるのじゃないかというふうに思ひます。

○稲葉委員 それは傷害を負わせたとかあるいは致死になったという場合なら、そういうふうな場合はありますよ。ことに運転者が泥酔して運転していたとか何とかいうことならば、酒を飲むことについて黙認していたというところで、あるいは補助になるか教唆になるかという関係で調べることはあり得るけれども、三十四キロで、それは悪質だと言ふかも知れぬけれども、見解の相違で、二十五キロ以上オーバーすれば赤切符なんだから、悪質と言へるかも知れぬけれども、その程度のことでは、普通は後ろに乗っている人を調べるといふことはありませぬよ。けがをさせたとかあるいは致死に至らしたというならば別ですけどもね。形式犯と言つちや悪いかも知れぬけれども、道交法違反だけですからね。その場合に、普通、日本人の場合にはそんなことはしませぬ。これは在日本朝鮮人だからということで、そこで登録証明書の提示を求めた。それはあたりまえというか、常識的にそういうふうに判断されるのです。

それで、調べたのが、その当時はとにかく交通関係ですね。二カ月たって呼んだときに調べたのは、交通じゃないですね。警備でしょう。どうですか、警備の方が調べたんじゃないやしませんか。

○吉野説明員 通常、外国人登録法違反の取り扱いは警備係でやっておりますので、そのようにやっております。

○稲葉委員 そこで、いま話が出てきたですね。じゃ、なぜ外国人登録法の関係は警備でやるのですか。ここで外国人登録法のことでは質問すると言つたらあなたは外事課長ですね。外事課長が出てこられたわけですね。なぜ警備でやるんです。普通、警備というのは、どうして普通の刑事警察でやらないで、警備警察でこれを用いるのですか。

○吉野説明員 どうして警備でやるかとお尋ねになつても、これには長いいろいろな沿革、歴史がございまして、私は必ずしもその間の事情はつまびらかにいたしませんけれども、いろいろな事案をどこでやるということにつきましては、たとえば警察署であれば、署長の指揮下において、たとえば警備の者であっても、管内に泥棒が多ければそつちへ応援に回すということとは通常行われているわけでございますし、あるいは全国交通安全運動になりますと、交通以外の者も取り出して、場合によつては刑事も制服を着せて街頭に立たすことがよく行われているわけでございます。これは署の段階の話でございまして、本部の場合であっても、警察庁の場合であっても同じであります。便宜的にどこかでやるというふうに決まつて、それからずつと沿革が続いている。外国人登録法の取り締まりの場合も、恐らくそういう沿革ではないかというふうに私は理解いたしております。

○稲葉委員 沿革の話が出ましたけれども、沿革という、これは内務省の外事課当時の沿革ではないですか。内務省がありましたときに、外事課というのがありましたね。警察には外事課というふうなものがあったし、それは特高警察の中に入つていたわけですからね。そういうふうなことの沿革というものもあつて警備でやるということになつてゐるわけじゃないやしませんか。では、普通、警備で扱うところの対象はどこでどこです

か。いまだというのが警備警察の対象になってい
ますか。

○吉野説明員 私には警備局長ではございません
で、お答えできる立場にあるかどうか別でござい
ますが、同僚のことをいろいろ推察して申し上げ
ますと、たとえば極左暴力集団というようなもの
があらうかと思ひます。

○稲葉委員 するとあなたは、大変失礼ですけれ
ども、外事課長というのは警察庁のどこに所属し
ているわけですか。

○吉野説明員 警備局でございます。

○稲葉委員 警備局の外事課長をやっているんだ
ったら、警備のことを知っているわけでしょう、
あなた。だから、外事警察というのがいまなお事
実上あって――言葉は違ふかも知れませんが――

外事警察という言葉はないかも知れませんが、
も、実際は警備が扱ってあって、外国人登録法の
違反ということについては警備警察の対象になっ
ている。いまあなたが言われた極左暴力集団、そ
れと同じジャンルの中に入って扱われておるとこ
ろに、この外国人に対して、これを敵視と言え
ばあなたのほうはそんなことはありせんと言ふか
もわからぬけれども、極度の治安問題として取り扱
っているところの問題があるわけですよ。

だから、これは幾ら法務省の方でこの携帯義務
違反については決して行き過ぎはいしません、
こういうふうに出てきて、いろいろな協力をして
指導はしておられるけれども、警備局の上の方で
は、それはもう無理はないようにしろ、こう言
っているかも知れぬけれども、指導したって下
へいくとだめなんですよ、そんなこと聞かないん
だから。というところは、最初から警備警察の人
ならあるいはまだ違ふかも知れぬけれども、実際
は警察と言ふんですか、外勤の人たちがやる場合
が極端に多いんじゃないでしょうか。

そこで、法務省に聞くだけけれども、これは審
議官かな。この外国人登録法、ことに携帯義務の
違反についての捜査という取り締まりという
か、これはどういふようにやれというようなこと

をあなたの方が指示するわけにいかぬかも知れ
ぬけれども、どういふふうにやったらいいかとい
うことについて警察との間で話し合い何かをし
ていることはあるんですか。それはどういふふう
になっているんですか。

○吉野説明員 お答えいたします。

外国人登録法違反事件と申しまして内容が多
岐にわたるわけですが、主として各種の
申請義務違反の罪あるいは不従順とか、こういう
形態の罪は、機関委任事務として取り扱ってら
れる市町村からの告発が通常捜査の端緒になっ
ておるわけでございます。しかし、いま御指摘の不
従順罪というふうな事案は、事案の性格上一線の
司法警察員からの送致事件というものが警察庁の捜
査の端緒になっておるわけでございます。過去
にもいろいろ当委員会において取り扱ひの円滑か
つ適正を期する旨の御指摘も受けておりますの
で、私もいたしましては、都道府県警察と業務
上、仕事の上でいろいろ打ち合わせをする機会が
あるわけでございますが、そういう機会に、これ
まで当委員会が御指摘いただきましたような事例
を参照いたしまして、一線の警察活動に対する
指導監督方の配慮を要望しておるといふのが現状
でございます。

○稲葉委員 このことについては、あした告訴を
するわけですね。そういうことで、まだ告訴
訴状が出ていませんけれども、いざれ告訴の中で
はつきり、甲府地方検察庁の方へ告訴が出るん
ですね。これは弁護士会の方にも人権の申し立てか
何か出ていますか、地検の方に告訴が、公務員職
権乱用告訴事件として甲府地検の方へ、被告訴人
を塩山警察署の警察官警備主任守屋某ほか二名と
いうことで告訴が出ますから、その中で事実関係
が明らかにされるわけですね。

これは後で刑事局長が来たときに、その事実関
係を甲府地検において早急に明らかにするように
というのを要望しますが、いまの段階では、告

訴が出るのですからこれ以上ここで聞いてもあれ
です。警察の方は、今後くれぐれも、この特
に不従順罪の運用については疑いを持たないよ
うに、人権じゅうりんにならないように十分注
意をしてもらいたい、こういうふうに思いますの
で、その点について今後の運用というか捜査の
やり方というか、そういうふうなものについて外
事課長からお答えを願って、そこで警察関係は結
構です。

○吉野説明員 外国人登録法の取り扱ひはいろ
ろな範囲にわたると思うのでございすけれど
も、当委員会等で主として御質問を受けるのは不
従順事案でございます。これは主として登録証
の提示を要求するのは、統計ございせんけれ
ども、やはり職務質問に伴うものが非常に多いん
じやないかと、思ひまして、ただ、この職務質問
というものは、外国人に限らず日本人であつても
正直に申し上げて質問を受けた方は不愉快でござ
います。しかしながら、この職務質問というの
は犯罪防止なり犯罪捜査上大変な威力を上げてい
るの先刻御承知のとおりでございます。誘拐犯
人をこれぞつかまえたとか殺人犯指名手配をつか
まえたとかいろいろございすので、大変警察と
しては犯罪予防なり検挙のための有力な武器で
ございまして、その一環としていいますか、その中
の一つの枝として外国人の方にも質問の対象にな
つてもらう場合があるということでございます。

ただ問題は、ここが大事なところでございす
けれども、外国人であつても内国人であつても、
質問をして成果を得るといふのは、やはり市民の
方の協力がなければいけません。やがて市民の
して、その点は、任意の質問であるということ
をくぐれども理解願つて協力をいたして、この疑
いが晴れた場合は感謝の意を持ってお引き取り
いただくというふうに一線を厳しく指導している
わけでございます。決して外国人だけをねらい撃
ちに差別をして調べているというのではないわけ
でございますが、おっしゃる趣旨に従ひまして、
今後ともそういう趣旨で一線を指導してまいりた

いというふうを考えております。

○稲葉委員 それで、問題に返るわけですが、指
紋の押捺制度に関連をして、いまは四回だった
のが三回になる、それで確認期間も変わる、基
準年齢も上がるということで、指紋の押捺回数と
いうかな、それが全体として減るという話がもう
さつきありましたよね。それは減るのはわかりま
すよね。それは三年が五年になり、十四が十六に
なれば減るのはわかりますが、その具体的な
あなたの言われる数字が、どこからどういふふう
に出てくるのかよくわからないのですよ。それをも
う少し詳しく説明をしていただきたいんですよ。
ここで詳しく説明するのはあれだというならば資
料をもらいたいわけですから、一応とにかく
説明してくださいよ、もう少しわかりやすく。

○大蔵政府委員 今度の改正で確認申請の義務は
十六歳以上ということになりました。それから確
認申請期間が三年から五年に延びます。それか
ら、確認のたびごとに押す回数、従来四回だっ
たものが三回になります。というのは、指紋原
紙、従来二枚押していたものを一枚に減らしまし
た。

そこで、ある外国人が七十歳まで生きるという
前提に立ちまして、現行法では十四歳から確認申
請義務があるわけでございます。しかも、それが
確認申請の回数というの七十歳までに十九回で
ございます。しかも、一回に先ほど申し上げまし
たように四個の指紋を押すわけですから、七十六個の指
紋を生涯の間に押すわけでございます。他方にお
きまして、改正案では十六歳から七十歳までの間
に確認申請の義務は十一回起きます。そのたびご
とに三回の指紋を押すわけでございますから三十
三個ということになります。現行法では七十六
個、改正案では三十三個ということになりますの
で、これが個数の面で半分以下、六割近く減ると
いう計算になるわけでございます。

○稲葉委員 いまの話を聞いていますと、何回何
回というのは、同一の場所一回にやるもので、

三つ押すとしても幾つ押すとしても、それを私どもは一回と数えるわけですよ。あなたの方は、同一の場所である、こつち押す、こつち押す、こつち押すというのは三回と考える、そういう計算をするのでしよう。そこはもう話の出発点が違ってくるわけですね。僕らはそれを全部一回と見ておるから、そこじゃ減らないということになるわけだ。そういう理解の仕方をするとか計算が変わってくるのですよ。

もう一つの疑問点は、あなたは七十歳までと言われたけれども、何で七十歳という数字が出てくるの。あなた、こゝろ辺がまたおかしいですね。平均寿命は七十歳じゃないもの。最高裁判所の判事は七十歳かもしれないけれども、これはそれと関係ないからね。七十歳というのはどこから出てくるか、わけがわからぬけれども、それはいいです。

それと、いま言ったように、僕らの言う回数というのは、カウンターへ行く回数がどれだけ減るかという意味のことを聞いているわけですよ。同じところで押す回数が減るということではないのですよね、聞いている意味は、それを聞いているわけですがね。それはどういうふうになりますか。

○大蔵政府委員 実は七十歳ととりましても八十歳とやっても、その個数としての減り方は、パーセンテージでは余り変わりません。

ただいまの御質問でございすけれども、三回であるか四個であるかは別として、確認申請義務の回数で考えてみますと、現行法では、十四歳から七十歳まででしたら、確認申請義務は十九回ございす。仮にこれを八十歳といたしますと二十三回ございす。他方におきまして、改正法案では、確認申請義務は十六歳から七十歳までの間に十一回ございすし、これを八十歳まで延ばして考えますと十三回ということになります。つまり、七十歳とすれば十九回対十一回、八十歳とすれば二十三回対十三回、こういう減り方をするわけですよ。

○稲葉委員 さつき午前中の質問を聞いておったときに私は感じたのですけれども、指紋を押した原票というのですか原簿というのですか、よくわかりませんが、それは法務省へ来てどうするのですか。よくわからないですな。同一性を確認するために利用するとかしないとか言っていて、いわゆる犯罪捜査には利用しないという意味のこととも言えし、そこら辺のところは何だかはつきりしませんね。捜査に利用しないという意味のことを言われましたね。そのときに、いわゆる犯罪捜査には利用しないとか、何か括弧書きがついていたような気がしました。そこがよくわからないのですか、そうすると、これは何に利用するのですか。

○大蔵政府委員 ただいまの稲葉委員の御質問は、指紋原紙に対する押捺のことだと思ひますが、指紋原紙につきましては犯罪捜査のために利用したことがないという趣旨のことを、けさお答えしたわけでございます。

○稲葉委員 そうすると、指紋原紙でないものは犯罪捜査に利用することがあるということなのですか。指紋原紙でないものは一体何があるのですか。外国人登録に關連する指紋というのを僕らは見たことがないから、わからないのですよ。あなたはいま指紋原紙は犯罪捜査に利用したことはないと言っただけけれども、じゃ、指紋原紙でないものが何かあって、それを犯罪捜査に利用されているのですか。

○當別當説明員 外国人が新規登録の場合あるいは確認申請の場合、新たに登録証明書を受け受ける場合には、みづから交付を受ける登録証明書、それから登録原票、それから指紋原紙に指紋を押捺してもらつたわけでございます。先ほど局長が答弁いたしましたのは、従来の法律でございす。指紋原紙は二葉に押捺してもらつておたわけでございますが、今度の改正法ではこれを一葉にしたということでございす。指紋の押された当該の登録証明書は申請者自身が携帯しておるわけでございます。登録原票は市区町村が保管しておるということでございす。指紋原紙が法務省

に送られて、法務省でこれを保管しておるということでございまして、指紋原紙のみについて犯罪捜査のためにこれを利用しておらないと申し上る旨ではございせん。要するに、外国人登録という行政目的を達成するために押していただいております指紋を犯罪捜査のために利用することはしない、こういうことでございす。

○稲葉委員 そうすると、原紙にしろ原票にしろ、持っている外国人登録証明書の指紋、それは一体何に利用しているのですか。あなたは、同一性確認のために利用していると言つたのでしよう。そのことによってすぐ同一性がわかるのですか。外国人登録証を持っていた、そこに押してある指紋、甲なら甲という人が持つておったその人の指紋であるかどうかということが、そこですぐわかるのですか。同一人の確認、わかつたと言つたのでしよう。そこがよくわからない。すぐわかるのですか。あるいはすぐわからないのですか、どうやらわからないのですか。

○當別當説明員 何のためにたゞいま御説明申し上げましたそれぞれの指紋を押してもらつておるかということでございますが、まず、当該外国人が携帯している登録証明書でございす。これは当該外国人に交付された証明書と携帯している本人との同一性の確認のためにどうしても必要だということを申し上げておるわけでございます。

ただいまの委員の御質問は、直ちにその場で判別ができるかどうかということでございます。もちろん、同一性確認のためにたゞいま当該本人の指紋と登録証明書に押してございす指紋とを照合しておるということをおし立ておるわけではございせん。まず、記載事項と本人の申し立てる事項とが一致するかどうか、それから写真が外見上一致するかどうかというふうなことから始まるわけでございますけれども、当該登録証明書と本人との間の同一性について疑問が生じた場合には、当該外国人にとつても指紋の照合という方法をとらなければ自己の証明書と本人との同一性ということが証明できなくなるわけでございます。

仮に一つの例をとつて申し上げますと、私ども退去強制手続を職務上進めております段階で、往々にして他人の外国人登録証明書を譲り受けて、それに自分の写真を張つて当該他人に成り済ましてわが国に在留しておるといふような事案に遭遇するわけでございます。これはもちろん刑法上の公文書偽造罪ということになるわけでございますが、こういう場合には、写真の照合という方法をとりましても登録証明書と当該本人との同一性の識別ということができませんので、指紋の照合ということによつて初めて事実関係を明らかにすることができるといふことになるわけでございます。

市区町村で保管しております登録原票でございす。これは新規登録から、現行法でございす三年ごと、改正法でございす五年ごとの確認申請を経て、一貫した登録手続というものが行われておるわけでございますが、その間に人物の入れかえがないかどうか、登録原票に記載されておる当該外国人に確認申請の都度正しい登録証明書が交付されておるかどうかというふうなことを確定するためには、どうしても指紋が必要だということをおし立ておるわけでございます。

法務省に保管してあります指紋原紙、これはどうして必要なのかということでございますが、すでに何回も御答弁申し上げておりますように、市区町村その他から同一性確認のための照合があるわけでございます。そういう照合、同一性確認のための照合回答義務のための資料。あるいは卑近な例をとらしていただきますと、市区町村の区域を異にしてある外国人が二重登録の申請をするというふうな事件もときたまございす。こういう場合には、当該市区町村が保管しております登録原票だけではその事実関係を把握できないわけでございます。これは全国的な見地から法務省が保管しております指紋原紙によりまして、甲という市が発行した登録証明書と乙という市が発行した登録証明書、これが同一人に対して二重に登録証明書が発行されているということが確定できるこ

とになるわけでございまして、いま申し上げたような観点からそれぞれの指紋が活用されているという現状でございまして。

○稲葉委員 いまの答えを聞いていますと、指紋の照合というのは、犯罪があれば、たとえば偽造とかなんとかの疑いがあれば、検査されたときにそこで被疑者として押されるわけですから、その指紋とそこにある外国人登録証に押してある指紋と照合してみれば、違ふというところはわかるのじゃないですか。あなたの言う例ならば、法務省でなくたっていいのじゃありませんか。そういうことになりませんか。いまの質問に対してこういう答えでしよう。もう一つ前の逮捕などする段階でそれが必要だということでしょう。それはそういうわけだ。

そこで、いま言ったように指紋の照合というのは、法務省では、具体的に台帳ですか、原紙というのですか、それはどういうふうにして保存しているのですか。どういうふうに分けてどういうふうに分類して、場所はどこにあるの。たくさんあるでしょう。百万ぐらいあるのじゃないですか。いままでの人のものもあるし、どこかへいなくなっちゃった人のものもあるし、どこかへいなくなっちゃった人のものは廃棄しちゃうのかどうかかわりませんが、百万ぐらいあると思いますが、もつとあるかもしれない。そういう人に対してはどうやって、原紙とか原紙というのか、どういう区分けをして保存してあるのですか。

○亀井説明員 法務省に保管してあります。原紙は、登録番号順に整理して保管するというところで、要するに指紋を分類して保管するというやり方ではございせんので、したがって、登録番号というものをまず見つけたいと、指紋から見つけようとしたとすると百五十万枚を全部当たるといふことで、指紋から照合することはほとんど不可能な状況になっております。

○稲葉委員 それなら、外国人登録証明書の番号を直しちやえはいじやないかな。直しちやえはいじやないと言えはすいけれども、削っちゃっていいわかなければ、それはわからないじゃないです。

か。削っちゃって、ないときにどうやって照合するのですか。わかるのですか。あるいは番号が変わっている場合にどうするのですか。

○亀井説明員 外国人登録の指紋の利用は、あくまでも現在そこに存在している登録証明書、これは偽造の場合は偽造のものが来れば指紋が合わないとかいうことになりまして、要するに登録証明書が現存しておりまして、そのナンバーが合っている、そういう人達について同一性を確認するというところでしか作動しないと申しますか、指紋が独立して動かし得ない現在の状況である。それは金をかけまして分類すればできる可能性はございませうけれども、目下保管している状況のもとでは、そういうふうに登録ナンバーを当たっていきまうと名前が出るので、要するに追及の仕方というの、登録の中ではいろいろな手があるわけだ。ございませうけれども、要するに指紋に到達する場合は、指紋はナンバー順に保管されていますから、とにかくまずナンバーを発見しなければならぬ、こういう保管の状況であり、それに沿った利用の仕方しかできないということではございませう。

○稲葉委員 ナンバーが変わっちゃえば、わからなくなっちゃうのじゃないですか。いまの答弁もそういうことになるのじゃないの。ナンバーが変わっちゃったたら、発見できないじゃないですか。そんなものをたたくさんの金をかけてつくっておく必要ないじゃないですか。それはどうなんですか。

○亀井説明員 登録のナンバーについてちょっと申し上げなければならぬかと思ひます。登録のナンバーは全国一連であるというところは、この前先生からの御質問に申し上げましたが、切りかえたとAならAという人のナンバーが変わるわけですね。その変わったナンバーは、Aという人につきまして累年化しまして、違ったナンバーだけれども、Aという人のナンバーが十個あれば十個は連続して保管されておると申しますか、そのナンバーをつなげることはうちの方の保管ではでき

ようになっているわけですね。したがって、ナンバーが変わってという点は、ナンバーに相当する名前が出てきますので、それはナンバーだけ変えたからといって、わからなくなるというふうにはなっていないのです。御説明申し上げればそういうことになるかと思ひます。

○稲葉委員 そうすると、切りかえというか、確認というの、あなた方から言わせれば、具体的にはどういうメトリットを発揮しているわけですか。

○亀井説明員 確認と申しますのは、三年の間に住所であるとか身分関係であるとか、いろいろな面で変更がございまして、これを現在三年後、今後は五年後になろうかと思ひますが、その間の変更事項をそこで一斉に整理してもらうというの、一つの大きなメトリットであろうと考えております。

○稲葉委員 だから、変更事項を整理してもらえば、あなたの方にはどういう利便があるのですかと聞いています。

○亀井説明員 これは確認のときに一斉に整理するという点は、いま私が申し上げました変更事項もありまして、しかし、これは先生御存じのとおり、変更申請がございまして、そのほかに、普通の場合は指紋原紙の照合というのが行われるわけですね。それでさらに整理をするというところで、とにかく三年ごと、今度の五年ごとの切りかえのときに、登録における不正も含めまして一斉に整理をするというところには大きなメトリットがあるのだというところを申し上げることにしようかと思ひます。

○稲葉委員 だから、いま言われたように不正を含めて発見することにメトリットがあるということなんですよ。結局は外国人の管理というものの必要性がある。そのために必要性があるというところにのじやないでしようか。あたりまえの話じゃないですか、あなた方に言わせれば。そういうことになるのじやないですか。

が、わかっていけばお答え願いたいのは、登録証明書の携帯義務違反の従来の扱いというか実際の扱い、たとえばどの程度が罰金になっていて、どの程度が起訴対象になっているとか、どの程度が体罰請求をしているとか、そういうふうなことにについては一体どういうふうになっておりますか。あるいは最初の場合はこの程度にすると、二回目からはこうだとか、いろいろありますね。そういう点は具体的にどういうふうに入管としてあるいは警察庁として運用しているのか、そこはちょっとよくわかりませんが、どういふふうになっているわけですか。

○當別説明員 携帯義務違反の事案でございまして、先般も稲葉委員の御質問にお答え申し上げたところでございまして、私どももいたしましては、一線の警察活動で携帯義務違反の事案が発覚したという場合に、この事案すべてが立件されて検察庁に送致されておるといふふうには理解しておりません。先般も警察庁の外事課長が申しておりましたとおり、事案によっては始末書を徴するとかあるいは厳重注意をするとかということでは、いわゆる説諭処分というふうなことで、刑事事件としては取り上げないという取り扱いが行われているというふうな承知しておるわけでございませう。したがって、一線の警察活動で探知された不携帯の事案がすべて検察庁に立件送致されるというふうには承知しておらないわけでございませう。ところで、先般も稲葉委員の御質問に対する刑事局長の答弁にもございましたように、外国人登録法違反と申しましたいろいろな開則があるわけでございますが、その開則別の統計を私どもはとっておりません。しかし、今回の改正法案を検討いたします過程で、われわれ入国管理局といったしまして、東京地方検察庁が受理し、処理した不携帯のみの事案についての処理区分というものを調査させていただきました。他の罪名と併合罪の關係で送致されたというふうなことになりますと的確な判断ができませんので、不携帯の事案のみで検察庁に送致された事案がどのように処理され

ておるかということを一応調査してみただけでございます。

その結果でございますが、昭和五十一年から五十五年の間における東京地方検察庁における不携帯罪のみの送致事件についての処理結果でございますが、昭和五十一年について言いますと、百八十八件の処理がなされておりますが、略式命令請求が三十五件、起訴猶予を含めました不起訴処分が百一件というふうになっております。五十二年について見ますと、処理は百六十二件、略式命令請求が十四件、不起訴処分が九十六件。五十五年をとってみますと、処理は百六十六件、略式命令請求が二十七件、不起訴処分が八十八件というふうな結果が出ておるわけでございます。

個々の内容を逐一検討しておるわけではございませんが、検察庁といたしましては、警察から立件送致された事件について当該不携帯罪の違反の態様、これは先般来問題になっております犯意の有無という点も含めまして違反の態様、違反に至った経緯あるいは犯情、それから個人的な情状というようなものを総合考慮いたしまして、適正妥当な処理を遂げておられるものというふうに取り組んでおるわけでございます。

○稲葉委員 略式命令は、まだ三万円以下の罰金ですね。それはこの一番新しいものでも略式はどの程度の金額になっているのですか。不携帯罪だけのものについての略式は金額ですね。これはどういうふうに分けられますか、わかっている範囲で結構です。

○當別當説明員 略式命令における罰金額の統計的な調査というものはいたしておりません。したがって、正確な御答弁は申し上げかねるわけでございますが、私の経験から申し上げますと、一萬円の罰金から、あるいは同種の前科がすでにあるというふうな事案につきましては現行の最高金額でございます罰金三万円というふうな略式命令の請求がなされておる事案もあるというように申し上げさせていただきます。

○稲葉委員 今度罰金が二十万円以下になるとい

う案ですね。これは旅券の場合は一万円が十万円にすでになつておるのでしたわけね。そういうふうなことの比例で二十万円にするということなうんですが、これはしかし、あなたの方に運用のことについて聞いても、刑事局の方でないとういふが悪いのかどうか、ちょっとわかりませんが、二十万円以下になると、実際には普通の場合二十万円までいくのじゃないか。普通でも二十万円にいくのでもないかというふうな点でもびんとくるのです。だから、具体的な運用というものはどういうふうにしたいというふうな点で考えているのか、こういうことを私も聞きたいわけですね。あなたの方で答えるべき筋合いなのか、刑事局で答えるのが筋合いなのか、ちょっと僕にはわかりませんが、そこはどうかというふうに考えたらいいでしょう。だから、二十万となればほとんど二十万円取るのじゃないかという心配があるから、そこで聞くわけですよ。

○當別當説明員 不携帯罪の事件について最終的な処分を決しておられます検察庁の具体的な運用方針ということについてのお尋ねでございますので、私がお答えできる範囲内で申し上げます。

今回の改正法案におきまして、現行の三万円以下の罰金、これを二十万円以下というふうな法定刑を引き上げさせていただいておるわけでございますが、この点はすでに申し上げておきますように、三十年余り罰則の改正が行われておらなかったとか、あるいはいま先生御指摘の入管法二十三條の旅券の携帶義務違反の法定刑との関係というようなことを比較検討させていただいたわけでございます。

しかし、私どもといたしましては、二十万円というのはあくまでも法定刑の最高限度を決めた規定であるというところは当然でございますので、この法定刑の範囲内において、それぞれの事案の態様あるいは情状、こういうものを総合勘案されて検察庁が事案に応じた公正公平な、適正な運用を図っていくものだとこのように考えております。

す。なお、ここで一言つけ加えさせていただきますと、われわれが調査させていただきました段階で、ごくわずかな例ではございますが、不携帯の事実のみで公判請求され、裁判所が懲役刑の選択をして刑の言い渡しをしたという事案もござい

ます。こういういわば不携帯罪の中の悪質な事案につきましても、今後は罰金刑一本で対処していかなければいけないということになりますので、罰金刑の最高額二十万円という点は、その範囲内において事案に応じて適正、妥当な処理が図られるというふうな希望しておるわけでございます。

○稲葉委員 その不携帯罪の悪質事犯というのがよくわからないのです。不携帯罪に悪質とか悪質でないとか、それはいろいろ過失のものもありまして、累犯関係にあって何回も何回もやっていると、累犯関係はあるいはそれがあつてもいいのですが、だから、何か別の事情を加味して、それは悪質だと見られたんじゃないかというふうな意味じゃないですか。そういう意味じゃないですか。具体的にどういうことですか。

○當別當説明員 ただいまお答え申し上げました趣旨は、不携帯罪の中で、起訴猶予になる事案から、ごくわずかな例ではございますが、裁判所に於いて自由刑の言い渡しなされた事案まであるわけでございまして、起訴猶予になる事案から見れば、そういう裁判所で自由刑の言い渡しをなされた事案というものは、不携帯罪として好ましくない事案だというふうな判断されたものと考えておると、こういうことを申し上げたわけでござい

ます。○稲葉委員 これを見ると、実際には立件されたものの半分は以上かな、そういうものがほとんど起訴猶予になつておるのではないのでしょうか。東京地検の例だけを見ればどうでしょうか。○當別當説明員 先日の当委員会におきまして、全国的な調査結果は、昨年の一月一日から十月三十一日までの調査結果ということで刑事局長から答弁させていただいたとおりでございますが、先

ほどお答え申し上げましたように、東京地検における最近における調査結果という点にしばって申し上げますならば、起訴した事案の方が不起訴事案よりも少ないという結果になっております。

○稲葉委員 だから、問題は検察庁のところに来るまでの間なんですよ。もうさっき塩山のことを例に挙げましたが、あれなんかでも、あなたのいまの説明を聞けば、恐らく普通なら説諭処分か何かで済む事件だと思うのです。それを二カ月後に連れてきた。そのときには何かどこかへ急いでおつたので、後で来てくれと言つたのかもわかりませんけれども、そこでいろいろ問題を起こしているわけですね。それで告訴もあつた出るといふことになつておるわけですね。だから、警察の方の扱い方、それがことにアジア人に対して極端に偏見を持っているとしたか考えられないようなものが多いのです。この前の門司の水上警察の例なんかは、土下座をさせてひどいことを言つたらしいのです。それで免職になつていますからね。

検察庁に来てから、恐らく普通は身柄つきで来ることはありせんから、起訴猶予が多いわけですから、だからそれほどのことはいし、検察庁だつて不携帯の事案について重点をもつて調べているわけじゃないかと思うのです。恐らく副検事が調べているか、あるいは検事事務取扱の事務官が調べているか、あるいはこのことじゃないかと思ひますよ、普通の場合。これは本検事が一生懸命になつて調べるものじゃないかと思ひます。実際、第一線の警察官の取り調べは、それはいいかげんのです。そこに問題があるので、そこに一つの大きなギャップがあるということをや三私どもの方で申し上げておるわけです。

そうすると、旅券法の場合はどうなつていますか。一万円が十万円になりましたね。旅券法違反というので取り調べを受けるとか立件されるといふことはほとんどないんじゃないですか。特別の場合には別ですよ。赤軍が旅券を持って出なかつたとかあるいは来た人があれだとか、そういう特別な事件は別として、普通の場合には、資料がなければ

ばいいですが、あればあれですが、旅券法違反であれされることはもうないんじゃないでしょうか。あるとすれば、それは特殊な極左集団とか何とか、そういうものに限って行われておるだけであるというふうになってくるんじゃないでしょうか。

○當別當説明員 委員御指摘のとおり、外国人登録証明書の不携帯事案に比べますと、旅券の不携帯の事案は非常に少ないことは事実でございます。昭和五十五年一年間に東京地検が受理いたしました旅券不携帯事案は五件で、起訴猶予処分になっておるという結果が出ております。

○稲葉委員 そこにまた問題があるのですよ。だから、旅券の場合は非常に軽いというか、ほとんど処分をされない。特別な例は別ですよ。そうでないものについてはそういうやり方をしながら、外国人登録証の場合は不携帯だけで処罰をされてくる。起訴猶予もありまされども、処罰をされてくる。しかも外国人登録法で処罰される者は、ほとんどアジア人だということじゃないですか。国別の統計があるか知りませんが、ほとんどがアジア人だ。その中でほとんどが在日朝鮮人だ。こういうふうになってくるからこそ、この外国人登録法というものは非常に大きな問題を内包している、こういうふうなことになるわけですよ。

では、アメリカ人ならアメリカ人に對して、あなたは外国人登録証を持っていますかと言つて職務質問したり、それを摘発した、普通のアメリカ人ですよ、そういうようなことをやった例がありませんか。特別な、アメリカ人でもギャングみたいな人とか何とか、そういうのは別ですが、普通のホワイトカラーに對してはそういうことをやらないのですけれども、非白人ということになるのをやるとするところに問題があるのですよ。さっき大臣は、何か日本人が閉鎖社会であつて、単一民族とか何とか言われたわけですが、それでアメリカは成熟した民主主義社会だなどという話がありましたが、成熟した民主主義社会という

よりも、むしろ成熟し過ぎた民主主義社会なんだな。成熟し過ぎて、民主主義がいま破壊されようとしているのがアメリカの社会なんですね。これは理解の仕方が違うんです。それは意見の相違かもわからぬから別として。だから、外国人登録法の中でほとんどがノンホワイトじゃないですか。そこに問題があるのです。そこで統計があまりすか、ありませんか、どういふふうになっていいますか。

○當別當説明員 外国人登録法の構成要件別の、しかも国籍別の統計は手元にございませんで、的確な御答弁がでないのが残念でございますが、一般的に申し上げますならば、委員御承知のとおり、昨年十二月三十一日現在で、わが国に在留する登録外国人の総数が七十九万二千名余りでございまして。そのうち国籍を韓国あるいは朝鮮とする方々は六十七万七千名ぐらゐの数でございまして、八五%ぐらゐの数字を示しておりますので、違反もこの比率に應じて数が多いのではないかと考えられるわけにございまして。

委員のお手元にもございまして今回の改正法案の關係資料の中に、外国人登録法違反事件の告発の事件だけでございまして、昨年一年間に全国の市区町村から告発された事件は総計五千七百件ぐらゐでございまして、そのうち国籍を韓国及び朝鮮とする方々の告発事件というものが四千三百件余りというふうになっております。しかし、国籍をアメリカとする方々の告発事件も三百件余りということになっておるわけにございまして、一般的な朝鮮半島出身の方々の占める比率がその大きな理由ではないかというふうに考えております。

○稲葉委員 全体の中で、いま言われたように資料的にはそういう数字になつてくるのは、それはもう日本の現状からして当然のことであるわけですね。ただ、そのアメリカ人と言われた中でも、私の言うのはほとんどがノンホワイトじゃないかと言っているんですよ。だから、ホワイトのアメリカ人ならアメリカ人あるいはヨーロッパ人に対する、あなたは外国人登録証を持っていますか、あるいは旅券を持っていますかということを聞くことは日本人はしないですよ。恐らく日本の警察官や何かはしません。だから、そこに日本のい

わゆるアジアベツ視と言つて語弊があるかもしれないですが、アジアとホワイトとを区別するということ非常に間違つた考え方があるんですよ。そこに問題があるということをおわれれば考えておるわけなんです。この点は十分注意をしてもらいたいというふうに思うのですが、大臣がいらいしやいましたので、大臣にいろいろお聞きをしてきょうの質問を終わりたいというふうに思うわけですよ。

大臣は、東京入管の品川の方も、それから池袋のサンシャインの六階にあるのも視察をされたという話をお聞きをいたしました。それで、池袋のサンシャインの六階にある東京入管は、どのくらいのお金で借りておるか御存じですか。——いや、ちよつと待つて、大臣に聞いてみるんだから。

○坂田國務大臣 向こうへ行きましたときに聞かされたわけですが、正確な金額は忘れたのですが、相当なお金を出している、借り料を出しているという話を聞かされました。

しかし、あれはなかなかいいところで、しかも三越でございまして、デパートがありますし、あそこでもいろいろ手続をとる人は、非常に日本という國の印象がいいのじゃないかという気がしますし、それからまた、そういう建物もよし、環境もよければ、結局親切になりますし、いらいらさせないことになつて、受け取る方も気持ちよくいろいろ手続を済ますというふうになるかと思うのです。でき得べくんば、ああいうふうにとちらの港区の方もしたいものだと思つた次第でござい

まして、あなたは外国人登録証を持っていますか、あるいは旅券を持っていますかということを聞くことは日本人はしないですよ。恐らく日本の警察官や何かはしません。だから、そこに日本のい

わゆるアジアベツ視と言つて語弊があるかもしれないですが、アジアとホワイトとを区別するということ非常に間違つた考え方があるんですよ。そこに問題があるということをおわれれば考えておるわけなんです。この点は十分注意をしてもらいたいというふうに思うのですが、大臣がいらいしやいましたので、大臣にいろいろお聞きをしてきょうの質問を終わりたいというふうに思うわけですよ。

大臣は、東京入管の品川の方も、それから池袋のサンシャインの六階にあるのも視察をされたという話をお聞きをいたしました。それで、池袋のサンシャインの六階にある東京入管は、どのくらいのお金で借りておるか御存じですか。——いや、ちよつと待つて、大臣に聞いてみるんだから。

○坂田國務大臣 向こうへ行きましたときに聞かされたわけですが、正確な金額は忘れたのですが、相当なお金を出している、借り料を出しているという話を聞かされました。

しかし、あれはなかなかいいところで、しかも三越でございまして、デパートがありますし、あそこでもいろいろ手続をとる人は、非常に日本という國の印象がいいのじゃないかという気がしますし、それからまた、そういう建物もよし、環境もよければ、結局親切になりますし、いらいらさせないことになつて、受け取る方も気持ちよくいろいろ手続を済ますというふうになるかと思うのです。でき得べくんば、ああいうふうにとちらの港区の方もしたいものだと思つた次第でござい

○委員長退席、中川(秀)委員長代理着席
○稲葉委員 これは一日十万円なんですよ。そうすると、月に三百万円ですよ。それだけの高い賃料を払っているわけですね。あれは元国鉄総裁

すよ。ちよつと小さく駅の中に書いてありますけれども、あれだけではわかりませんし、それから普通の車で行ってもわからないですね。品川の駅で地下道を通って出れば、あそこでタクシーが待っているからわかるのですが、行ってみても余りきれいじゃありませんね。職員の人気の毒ですよ。五時過ぎても帰れないですよ、いろいろな受付や何か五時ですぐ締め切るわけにいかないから。

そこで、費用の問題とかいろいろあるかも知れませんが、やはり第一印象というものが大事なんです、東京入管を何とかもつときれいにし、あるいはもつといいところへ、できればどこかへ持ってくるというようなことができないんでしょうかね。その点についてはどういうふうにお考えですか。あるいはどういう計画があるというか、どうでしょうか、その点は。

○大蔵政府委員 私どもも稲葉委員の御意見と全く同感でございます。何とかもう少しいい場所に移したいと考えております。それが予算の関係ですぐにできるかどうかは別として、私どもは内部に検討委員会までも設置して、具体的にどこにいつごろ行けるかということも勉強しているところでございます。

○稲葉委員 そこへ来る外国人の人も、あれでは気分を悪くしますね。それから、中にいる職員も気の毒ですよ、狭いところにいっぱいいてね。それで、何か警備なんか調べていますけれども、隣ですぐ聞こえちゃってね。あれでは落ちつかないし、調べられる人だって落ちつきませんね。そういういろいろな問題がありますけれども、いま局長が言われましたが、もつと感じのいいものに、それからぜひ便利などにするように骨折っていただきたい、こう思うのです。

そこで、外国人登録法の改正案については、長い間というか、いろいろ質問をしてきたわけで、最終的にその質問をずっと聞いておられまして、大臣、全部聞いておられたわけじゃないでしょうけれども、聞いておられたというふうなことの中心

で、一体——それは最後の結論よ。締めくくりに、まだそこまでは早いんだ。それで一体どういう点がまず問題だ、こういうふうにお考えになりましたか。これは問題はいろいろあると思うのです。最初から結論を聞いてしまおうとあれだから、どういふ点がまず問題点としてあるというふうに大臣としてはお感じになったかという点から、ひとつお聞かせ願いたいと思うのです。

○坂田国務大臣 まず、登録証明書というものを常時携帯しなくちゃならない、そうすると、もしそれを持っていなかったという場合は必ずとがめられ、そしてまた、場合によっては罰則を適用されるということが一つございますね。それから、ここで議論がございましたように、指紋押捺というのはどうも人の人格の品位を傷つけることになるんじゃないだろうかというふうなお話等々ございまして、先ほど河上民雄さんにもお答えをいたしましたように、この外人登録法というものがあつた以上は、やはりこれは基本的には不可欠な要素のような気がしてならないわけなんです。と申しますのは、やはりそれをちゃんと所持することによって、自分を証明する、自分が潔白であるというかあるいは外国人として自由日本国内に居住できるんだという、むしろ自由を獲得するための一つの保証になるんじゃないか。物は考えようなんです、ただし、ほんの一部の人たちのためにそれはなくてもいいんじゃないかという御議論、これは私どももいたしましてはどうしても承服ができない。

それからまた、日本人と同じように、もう特に朝鮮半島の方々は歴史的な経緯もあるし、しかも一番大人数でございますから、この人たちに對しましてはできるだけ最大限の、何といひますか、日本人と変わらないような処遇をしなくちゃならないということも当然だと私は考えるのですけれども、しかし、そこは日本人であるかあるいはそうじゃないかという国籍法上の問題があるわけで、それがついている以上は何らかの相違、違いというものはあつてしかるべきものである。しか

し、あつてしかるべきものであるけれども、そのことについてはまた国際人権の立場から考えて、それに著しく違反をするようなあるいはそれに余りにもほど遠いような、人道上の取り扱いがなされておらないということであつてはならない、こういうふうには私は思ふわけなんです。

諸外国をずっと回つておりました、パスポートにしましてもかなり厳重だし、そしてホテルから一歩出るときには、大丈夫な国もありますけれども、むしろそれを持って歩いた方がいざというときに自分の安心感がある。ことに社会主義國なんかではかなりこれはひどい、厳しいと私は思うのです。これはその国として、独立國として当然なことだというふうには思ふわけで、われわれが外国へ行った場合はその外国の定めといひますか、おきてといひますか、直ちに日本のおきてとは違ひまして、一応その國で決められたことには遵守すべきが当然だというふうには私は考えるわけでございまして。

○稲葉委員 外国へ行ったときに外国の法律に従わなければならないということとは、当然のことだと私も思ひます。日本は主權國家なんですから、これはまたあたりまえのことなんです、いま大臣の挙げられた例は、旅券の問題が非常に多いわけですね。確かに旅券は常時携帯です。携帯しておいた方が安全です、それから携帯していない場合いろいろ問題を起こす場合もあります、いま聞きますと、旅券法違反、旅券の不所持というところで東京地検で調べられたのは去年で五件、全部不起訴ですという話ですね。ところが、外国人登録証明書の不携帯というのはそうではないのですが、東京地検の扱いでは半分以上が不起訴になつておる、実際にはこういう状況なわけですね。それは運用はそうなんです。

そこで、いま私も質問をしておつたのですが、今度は自由刑がなくなつて、罰金が二十万以下になるというのでしよう。二十万以下になるといふので一番心配しているのは、そこが最大限決まつてしまつたとこまでストレートにいつてしまふの

じゃないかという心配があるわけなんです、いままでの例との比較その他から考えてその運用についてはむづかしいことはない、きわめて常識的な運用をしていく、こういうふうなことに對しての大臣のお考えはいかがですか。

○坂田国務大臣 その点は私も先生と同感なんです。でございますから、法のたてまえはたてまえとして、その運用にはいろいろな幅がございまして、したがひまして、その点は人道上あるいは国際人権規約等のことを踏まえまして、あるいはまた日本の現状に照らして運用を進めていく。そして、それが今度定着すればまた一歩前進ということもあり得る。しかしながら、それをやつたがためにかえつて異常な不祥事が出てきたとか何とかということになりますれば、しばらくの間はそれは必然的に多少厳しい運用にならざるを得ないということじゃないかと思ひます。そこは實際上の均衡上の問題、法といひましてはいま一歩前進ということなんです、これはひとつ理解していただきたいというふうには思ふわけでございまして。

○稲葉委員 一歩前進という点については私どもも評価をしているわけですが、一歩前進でとまつてしまつたのでは、これはしょうがないわけですね。この提案説明にもありますが、諸情勢が著しく変化をしておるというふうなことになるべくと、その変化がまた変わつてくるということも考えられるし、客觀的に変わつてくるということも、主觀的に変わるような努力もしなければならぬということをお知らせして進めていくということも考えなければならぬというふうには私は思ふのです。

ということとは、やはり国際人権規約の関係、日本の置かれておる立場がちよつと外国と違ふ場合がありましますね。何回も申し上げているように、自分の意思によらないで日本人になり、自分の意思によらないで外国人にされてしまつた、それにはオプショソも与えられなかつたというふうなこともあります。そういう人が多いいわけですから、そ

ういうことを含めて一歩前進ということとどまらないうで、情勢がよくなくなつてくるというか、みんな努力しなければいけませんけれども、そういう形の中ではさらに前進をしていくということも十分考へていいのではないかと、こう思ひますので、結論的な大臣のお考えをお聞かせを願つて、私の質問を終わりたい、こういうふうにする次第です。

○坂田国務大臣　やはりこの外国人登録法というものは、他の一般行政法規と同様に、時代の変遷に應じまして的確に対応し得るようになつて見直すべきものである、私は日に新たに日に新たにという考へを持っておるわけでございます。当面といたしましては、これを一応一歩前進のものとして、最上のものとしてひとつ御理解を賜りたいと思ひますけれども、今後とも国の内外の政治、社会あるいは経済、文化、その他のいろいろの諸条件あるいは変遷に迅速、的確に対応いたしまして、そして国民の期待並びに日本に住む諸外国人の方々の期待にこたへていかなければならない、こういうふうにする次第でございます。

○稲葉委員　以上をもちまして、外国人登録法の一部を改正する法律案に対する質疑を終わらしていただきます。

相当長い時間といひますが、何回にもわたつて、参考人も呼んでいただいて質疑を続けることができまして、問題点もよくわかつてまいりましたし、今後の対処の仕方というものもいま大臣の言われたとおりですから、ぜひそれを守り守り守つて前向きに進められる、こういうことを最後に要望いたしまして、質疑を終わります。

○中川(秀)委員長代理　これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中川(秀)委員長代理　お諮りいたします。

本日、最高裁判所梅田総務局長、大西人事局長及び川崎民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川(秀)委員長代理　御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○中川(秀)委員長代理　内閣提出、裁判所法等の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。熊川次男君。

○熊川委員　簡易裁判所の性格、使命に關しては、見方によれば二つの構想があるように思われます。すなわち、訴訟の政策的な観点からすれば、最下級の裁判所である簡易裁判所、この裁判所こそ裁判制度の頂点に立つ最も重要な裁判所であらねばならないと思ひます。これは充足当初に予定され、立法当局者も誇らかにうたい上げていた民衆裁判所あるいは庶民裁判所としての独特な色彩を持たせべきだという構想かと思われまゝ。またもう一つは、地方裁判所の小型化、その性格あるいは裁判の担当する内容、手続というやうなもの、いずれも戦前の区裁判所の性格を持たせるものにあるべきだという構想、この二つがあらうかと思ひますけれども、今回の改正に当たつては、そのどちらの構想に立たれてゐるものか、お伺ひしたいと存じます。

○梅田最高裁判所長官代理者　簡易裁判所が戦後充足いたしましたに当たりましては、諸外国にございいます少額裁判所あるいは治安判事といったやうな点が参考になされたやうでございます。戦前の違警罪が廃止されました、そのような事件を簡易に裁判所が設立されたわけではございしますが、しかも立案の当初に当たりましてはいろいろな構想があつたやうでございますけれども、終局的に裁判所法の中で規定されました簡易裁判所は、アメリカの少額裁判所あるいはイギリスの治安判事といったものとは相当趣を異にいたしました、しかも戦前の区裁判所とはまた違ひました、地方裁判所と簡易裁判所とでそれぞれ一審を分担し合う、比

較的少額、軽微な事件を簡易な手続で迅速に取り扱う第一審の制限管轄権を持つ裁判所として充足したものと存じます。

その後、経済事情の変動等によりまして、民事訴訟事件の事物管轄につきましては、充足当時の五千円以下の訴訟が経済変動に應じまして次第に上げられてまいりまして、今回の改正で次第に引き上げられたわけでございます。その後十二年ほどたちますが、昭和四十五年現在の経済変動を昭和四十五年と比べてみましても、いろいろな経済的な指数が相当上がつてまいりまして、したがひまして、昭和四十五年当時簡易裁判所で取り扱ひました事件が次第に地方裁判所に参入するやうな状況になつてまいりました。このことは、裁判所を利用いたします国民の側から見ますと、簡易裁判所が利用しにくくなつてゐる。反面、裁判所に参入するやうな事件が、昭和四十五年当時簡易裁判所に取り扱ひた事件が地裁に参入するやうな事件になつてまいりまして、地裁の方の負担が重くなつてきた。これら経済変動に見合う今回の改正をお願いしたいというものが基本的な視野でございまして、充足当時の簡易裁判所の性格を刷新するものではないというふうに存じております。

○熊川委員　簡易裁判所も地方裁判所もいずれも第一審としての共有性格を持つてゐるということである点はわかりました。だからこそ、刑事に關しては簡易裁判所の控訴審は高等裁判所であるのは、なるほどわかりました。民事に關する控訴審についてはその辺が若干異なつてゐるやうであります、先ほどの地裁、簡易、いずれも第一審といふこと、民事手続の現実とはどのように整合を持たすべきものでしょうか。

○梅田最高裁判所長官代理者　控訴審が、刑事の場合ですと高等裁判所、民事の場合ですと地方裁判所といふ点での相違がございしますが、これは委員御指摘のとおりでございますが、この辺、私もつまびらかではございませんけれども、民事の控訴審

の構造とあるいは刑事の控訴審の構造とが異なつております点も考慮に入つておるかと思ひますが、どこを控訴審とするかということとは立法政策の問題でございまいしから、その辺のところでは差異が出てきたのかといふふうには存じます。

○熊川委員　簡易も地裁もいずれも第一審だといふところに、どうでしょうか、ちよつと矛盾というか、言い過ぎではございませんでしょうか。民事に關する簡易は、地裁との關係ではいわば同列、一審ではなしにむしろもうひとつと民衆的なものあるいは庶民的な身近なもの、こういう性格を民事事件には持たせようとしていた配慮はうかがえないのでしょうか、その辺、いかがでしょうか。

〔中川(秀)委員長代理退席、委員長着席〕

○梅田最高裁判所長官代理者　同じ第一審と申しまして、簡易裁判所は比較的少額、軽微な事件を身近なところでやつてもらふというこの趣旨が設立当初からあつたことは事実でございます。そして、それだけに大変数多くの裁判所が設立されたわけでございまして、戦前の区裁判所は、区裁判所でないといふ取り扱ひすることができない種類の事件、土地の境界確定訴訟ですとか占有訴訟は区裁判所の専属管轄とされておりましたが、戦後の簡易裁判所は少額、軽微な事件といふことで、民事訴訟事件につきましては金額でふいふ分けをいたして、少額、軽微な事件をなるべく庶民の身近なところで裁判をするという制度として充足したものだと思つております。

○熊川委員　余り細かいことはやめすけれども、民事に關しては、簡易も地裁もいずれも第一審と見ることについては、これはちよつと訂正すべきじゃないのでしょうか。

○梅田最高裁判所長官代理者　ただいま申し上げましたように、きわめて申しさうか、比較的少額、軽微な事件で地裁と簡易にふいふ分けしたわけでございますけれども、簡易裁判所はそのほか、民事關係で申しますと調停事件の多くを扱う、即決和解をするといったやうなところから見す

と、もちろん地方裁判所と簡易裁判所とはおのずから性格は違つておるといふ風に存じております。

○熊川委員 民事に關しては、どちらかというところ、一審は簡易で二審は地裁という質の変わったものであると同時に、また、だからこそ統一的なものでやるべきじゃなかったか、こんなふうな考えますけれども、その根底には、やはり何といつても簡易裁判所をもう少し国民に身近なところ、そして余り厳格な手続でなしに紛争、権利関係の裁断は裁判所にやらすべきだという司法権の優越、あるいは民主主義の具体化をあらわすところの重要なところを簡易裁判所に位置づけようとしたところがあるが、まだ現実の制度にも残つておるし、また残すべきではないかという気もあるのですが、いかがでしょうか。

○梅田最高裁判所長官代理者 仰せのとおり、簡易裁判所は第一線中の第一線の裁判所と申してもよろしいかと思ひます。国民の多くの人が身近なところで裁判を受けられるということが、簡易裁判所の非常に大きな特色のように存じます。同じ一審を受け持ちます地方裁判所が控訴審となつてゐるのも、あるいはそういうところにあるものかもしれないが、この辺は先ほども申し上げましたように、確たる自信があるわけではございません。

○熊川委員 そこで、簡易裁判所の裁判官がその使命を全うするにおいては、特に裁判官のような方は、「武士は食わねど高揚枝」じゃございませんけれども、非常に高潔な、そして中立というか非常に公平な方々というふうな、精神的な面にウエイトのある方も相当おるし、また望ましいことだと私は思つておるのですが、そういう裁判官が自信と責任と情熱を持って、しかも経験豊かな裁判官が民間の紛争、トラブル、悩みに適切なアドバイスあるいは裁断を下すというところで、その働きに比例する、相応するような名称も私は重要ではないかと思ひます。

は、ややもすればその苦勞と能力とあるいは豊富な知識、経験を用いての活動とは若干マッチしない嫌ひがなくなはないだろうか。かつて木村篤太郎法務大臣は、この種の質問に対し「かような名称に結局落ちついたものではあります、その簡易裁判所の本質につきましては、いまお話しになったことはごもっともでありますから、そのことにつきましてははるる民事訴訟法改正の際において、十分その御趣意をもつていきたい」云々、大体こういう趣旨のことが書いてあります。これについて、簡易の名称について御意見があつたらお伺ひしたいのです。

○千種政府委員 簡易裁判所の名称につきましては、その制度の発足のときからいろいろと意見があつたやうでございまして、ただいま先生も御指摘になりましたように、簡易というのはいか事件が簡易迅速に処理されるということの方に力点があつて、もう少し別な観点からいい名称はないかということも議論されたやうでございまして、発足の当初におきましては、民衆に親しめるというやうな意味から、民衆裁判所であるとか国民裁判所であるとかやうな名称もありましたと同時に、アメリカの裁判所の翻訳でございまして、治安裁判所であるとか平和裁判所であるとかやうな名前もあつたやうでございまして、いずれにしても、私も、私どもの社会に何かなじまないというやうなこともございまして、一般国民が親しめる、簡易迅速に少額な事件が処理できるというやうな意味から、簡易裁判所という名称が最後に残つたやうでございまして。

確かに、その後も国会におきまして、またそういう機会があつて議論になつたやうでございまして、その簡易裁判所がずっと今日まで使われてまいりました経緯にかんがみまして、これがかなり定着をしたといひますか、これにかわるいい名称がなかなか浮かばないと言つた方が正確かもしれませんが、そういう事情もございまして、簡易裁判所という名称が今日までなお残つてゐるわけでございます。

これを何かに変えるということになります場合に、先ほど来お話に出ておりますように、それでは簡易裁判所というものを一体どういふやうなものとして位置づけるか、その性格といひますか本質といふものに關連いたしまして何かいい名称が考えられる場合には、これもまた変えていく必要があるかと思ひますが、いま現在におきましてはそれほど根本的な制度の改革ということに手をつける余裕がないと申しますか、時期でないものでございまして、とりあえずこの名称を使つてゐる次第でございまして。

○熊川委員 わかりました。しかし、私のところから何通か、どういふいきさつか知りませんが、簡易の裁判官の方々に「簡易」といふ名称は、国民のみならず裁判所全体の輕視を招き、該裁判所職員の意氣を失わせてゐる」云々といふやうな、名刺を出したいにしても、地方裁判所判事云々のときは遠慮なく名刺が出せられけれども、都会なんかで人と会うときでも、やはり簡易に行つてからは名刺は出せない、現に出してない、こういうことを私は都会のある会合で数人から聞いたことがあるわけなので、ここまで考へてゐるのかということ、申しわけないというか、地裁で長年経験して簡易に行つて一層豊かな知識、経験をふるおう、それこそ円満な紛争解決者になろうと言つてゐるけれども、日本では一種獨特の自分のカードを出すことが社会のエチケットとされてゐるけれども、それが出せないといふ第一線の裁判官がいて、しかもひととつ頭に置いていただけなら、しかるべきときに十分御配慮いただけたら、こんなふうな思ひます。

それは職員にしても同じじゃないか、こんなふうな考えますので、現在の簡易よりは民衆がいいかどうかかわりませんけれども、もうちょっとアンケートをとるなり、特に地裁を終わられて簡易に行かれた裁判官などの意見は高く広く集めていただけたら、御参考に供していただけたらありがたいな、こんなふうに思ひます。

私たち、法律がどういふ言つても、最後のよりどころは裁判所であり、その裁判官が自信と責任と情熱を持って紛争解決に当たつてくださる、この姿こそ法を民衆に届け込ませ、そして司法権の優越を実現する、民主主義の実現に最も近道ではないか、こんなふうに思ひますので、特段の御配慮を仰ぎたいと思ひます。

それから、今回の法改正に至つた背景と根拠、これをよく手短かに願ひます。

○千種政府委員 簡易裁判所の民事に關する事物管轄は金額によつて決められてゐるものでございまして、経済変動によりましてその価値が変わつてまいりますと、簡易裁判所に参ります事件もまた変動がございまして、そういうやうなことから、従来簡易裁判所で訴訟ができたものが地方裁判所へ行かなければならなくなつてくるというやうな事態も起こつてまいりました。

先回の改正以来十年を経過いたしましたものから、そのひずみがかなり顯著になつてきたといふことから、裁判所におかれましては、五十四年の秋でございまして、三者協議会、法曹三者の間でございまして協議会がございまして、ここにこの議題を提案することをいたしましたわけでございます。

この問題につきましては、先回、四十六年の改正の際に弁護士会におきましていろいろな意見がございまして、法案提出された後にも反対の意見が強くつたものでございまして、そこで附帯決議もつきましたし、それを契機として三者協議会ができたという経緯もあるものでございまして、この三者協議会におきまして簡易裁判所の問題についてはかなりの議論をいたしました。具体的には昨年の七月ごろからだと思ひますが、この議題を取り上げることにいつて弁護士会の中でもいろいろな検討をなさしまして、去年の九月からこの問題を取り上げて、ことしの三月十八日に至るまでの間十回の会議を続けてまいりました。そういう経緯からこういう改正の要綱がまとまつた次第でございまして。

○熊川委員 今回提出されております新設の民事訴訟法第三十一条ノ三によるところの第一項の必要の移送、この時期が必ずしも明確でないために、あるいは若干の円滑さを欠き、場合によっては簡易裁判所事への不信を招くおそれがないかどうか、この点を簡潔にお願いいたします。

○千種政府委員 御指摘の条文は、当事者双方が同意した場合の必要の移送の規定でございますが、これについては特に時期的な制限を設けておりません。ただし、書きがございまして、著しく訴訟手続を遅延させるときにはこの限りではないという制限を設けました。時間的制限を設けておりませんので、形式的にはいつでもできるという意味で、不明確ということはないのでございますが、このただし書きの適用に当たつてどういふ場合があるかということが問題になろうかと思ひます。この文書は訴えの変更のときの文言をそのまま使つておるわけでございまして、意味がそれほど不明確なものとは思われません。これは実際の運用に当たつて出てきた経験から申すことと思ひます。

もう一つは、当事者双方が同意することとは、訴訟でございまして、必ず両当事者のいづれかが利益であり不利益であるということが訴訟の過程でわかつてまいります。その場合に、利益な方があえて同意をしてまで移送を申し立てることとは実際には起こり得ないということ、これは弁護士の経験のある委員の方からも審議会で唱えられておりましたが、そういうことからそれほどトランプが起らないのではないかと。また、実際には裁量移送という規定もあるわけでございまして、ここでそういうケースは余り問題にならないのではないかと考えております。

○熊川委員 同じその新設の条文の二項でしようか、「不動産ニ関スル訴訟」といふのはどういふ内容の事件を意味するののか。この辺、明確を欠きますと、当事者やあるいは裁判所の受付担当官などに戸惑いが起きやしないかどうか。さらにまた、不動産に関するところの訴訟の移送について、被告の申し立て時期を本案の弁論以前でなければいかなという形に制限したその辺の理由。あるいは、不動産に関するところの訴訟がかなり複雑であるし、一般に審理も困難を重ねることがある、こういうことが言えるならば、地裁、簡裁の競合管轄にせよ地裁にという意見もあるいはあるうかと思ひますが、この辺はいかがでありますようか。

て、被告の申し立て時期を本案の弁論以前でなければいかなという形に制限したその辺の理由。あるいは、不動産に関するところの訴訟がかなり複雑であるし、一般に審理も困難を重ねることがある、こういうことが言えるならば、地裁、簡裁の競合管轄にせよ地裁にという意見もあるいはあるうかと思ひますが、この辺はいかがでありますようか。

○千種政府委員 あるいは御質問の順序と異なるかもしれませんが、不動産に関する訴訟につきまして今回特別の措置をとつた制度の趣旨を申し上げますと、不動産につきましては、いままでの経験からいたしまして証人尋問をする場合が多いとか抗弁が出るとか、そういった訴訟手続上困難な場合が頻りに見られるわけでございまして。そういう意味から、これを地方裁判所に移すという意見もございましてけれども、簡易裁判所というものが地理的に地方裁判所よりも数も相当多い。そういうことは、手近の裁判所を利用するという機会がそれだけ与えられているわけでございまして、それから、すべてを地方裁判所に移すということになりますと、そういう場所的利益が損なわれるということもございまして。そういうこともありまして、そこは当事者のそれぞれの条件に任せて、地方裁判所でもでき、簡易裁判所でもできるようにしたかどうかということから、競合管轄という制度が取り入れられたわけでございまして。

競合管轄にいたしますと、原告がまず簡易裁判所か地方裁判所かを定める。そうしますと、被告の方にもやはり何か選択権があつていいのじゃないか。そういうことから、バランス上、原告が決めるのはまず自分が訴を出す段階での知識によつて決める、それならば被告の方も答弁を出す段階において決めればいいので、一方的移送はその段階にとどめてはいいかというように、それから、本案について答弁をする前に限つて被告の一方的申し立てによる移送を認めたというわけでございまして。それ以後は、同意による移送はいつでもできるわけでございまして、そちらに譲つた

らどうか、こういうことでございまして。それが時期的なことで、それから地裁に移さなかつた理由でございまして。

あと、「不動産ニ関スル訴訟」という意味いかんというところでございまして、現在の民事訴訟法の十七条には、これは土地管轄に関する規定でございまして、「不動産ニ関スル訴訟」といふ文言がございまして、この文言は今回の文言とはほぼ同じでございまして、そこに解釈がそれほど食い違い、混乱を生ずることはないと思ひます。

実際問題といたしましては、裁判所におかれまして、この法律が施行されますときには具体的な例示をして、窓口の混乱のないようにすることを検討しておられるようでございまして。また、裁量移送とか要請受理という現在の制度がございまして、仮に受付において少し簡明が違つても、それは制度を活用することの促進剤にこそなれ、支障にはならないのではないかと判断しております。

○熊川委員 時間が過ぎ、最後にもう一つ、簡潔によろしいでしょうか。

この法案が成立した場合に、いわゆる簡裁の受け入れ体制というものは十分なのか、どうなのか。特に判事の常置されていない簡裁の数、あるいは簡裁判事の任用比較別の現在員の実情なども心配がないようになっていくかどうか、ちよつと教えていただいて、最後の質問にさせていただきます。

○梅田最高裁判所長官代理者 受け入れ体制の問題でございまして、法案の資料の三十八ページに記載されておりますように、このたびの改正によりまして、約二万件の事件が地裁から簡裁に移動するのではないかと一応推測いたしております。ただ、今回初めて不動産事件につきまして競合管轄という制度を取り入れましたので、果たしてどれだけの事件が地裁に提起されるかという不確定な要素がございまして、代理人選任率から推測いたしまして、約二万件の事件が簡裁に行くであろう。

一方、簡易裁判所の数は全国で五百以上ございまして、この二万件の事件が分散されることになりまして、現在非常駐判事は約五十軒ございまして、これはここ十年数の点では変動がほとんどございませぬけれども、それらの非常駐判事の現在の民事訴訟事件は、少ないところでは年間一件もない、十件から十数件程度のところが多いございまして、今回の改正によりましてさほど事件がふえるということには相なりませんので、十分やつていけると思つております。ただ、大都會の簡裁あるいは周辺の簡裁につきましては相当程度の事件が行くことと思われまして、事件の推移を見つづける手当ては講じてまいりたいというふうな考へております。

○熊川委員 ありがとうございます。これをもつて終わらせていただきます。

○羽田野委員長 次回は、来る五月七日金曜日午前十時理事會、午前十分委員會を開會することとし、今日は、これにて散會いたします。

午後四時二十一分散會

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法（昭和四十五年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「沖繩の復帰の日から起算して十年間に限り」を「沖繩の復帰の日以後引き続き行ふ限り、当分の間に改め、同條第二項を削る。」

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 沖繩の復帰の日の前日において沖繩の法令の規定による弁護士であつた者のうち、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士となる資格を有する者及びこの法律による

改正後の沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の
弁護士資格等の付与に関する特別措置法第七条
の規定により弁護士法第三条に規定する事務を
行うことができる者以外の者については、この
法律による改正前の沖繩の弁護士資格者等に対
する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措
置法第七条の規定は、なおその効力を有する。

理 由

沖繩の復帰の月から沖繩弁護士として引き続き
その事務を行つてゐる者について、当分の間、引
き続いて行う限り、その事務を行うことができる
こととする必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。